

金融商品の時価評価導入の可能性について

——銀行会計への時価評価導入における実務上の問題点

小 川 万里絵
久 保 田 隆

1. はじめに
 2. 時価評価の基本的枠組み
 3. 時価評価の方法
 4. おわりに
- 付録

1. はじめに

近時、わが国では、金融商品の会計に関する議論が急速に活発化している。その背景には、投資家の自己責任原則とその裏付けとなるディスクロージャー拡充の重要性が認識されるにしたがい、取得原価主義に基づいて作成されている財務諸表の実態開示機能の限界が問題となってきていることが挙げられる。また、金融技術の発達や金融取引の国際化の進展に伴い、派生金融商品取引が質・量ともに急激に増大しており、会計基準やディスクロージャーもこうした状況に的確に対応することが求められている。

一方、海外における金融商品関連の会計・開示基準の動向をみると、米国では、1991年12月に財務会計基準書（以下FAS）107号で

金融商品に係る時価情報の開示を、また93年6月にはFAS 115号で持分証券および負債証券についてその時価評価を義務付けており、さらに94年10月には、派生金融商品の包括的な開示基準等を定めたFAS 119号が公開された。また、各国の会計基準に大きな影響を及ぼす可能性のある国際会計基準（IAS）においても、91年9月に金融商品の時価の認識とその開示を求める公開草案E 40号が、また94年1月にはその改訂版である公開草案E 48号が再公開され、目下、その確定基準の策定に向けて積極的な検討・調整作業が進められているところである（付録1.参照）。

この間、わが国においても、91年3月期より市場性ある有価証券と上場先物・オプションの時価開示が開始され、銀行については、同期より為替換算という形で外貨関連の直

本論文の作成に当たっては、加古宜士教授（筑波大学）、醍醐聰教授（東京大学）、弥永真生助教授（筑波大学）、石垣重男代表社員（センチュリー監査法人）より有益なコメントをいただいた。なお本論文で示されている見解は、あくまでも筆者の個人的見解であることを予めお断りしておく。

物、先物、オプション取引について事実上の時価評価が導入されたものの、財務諸表上での金融商品の時価評価を会計基準として認めるには至っておらず、ヘッジ会計も採用されていない。

もっとも、時価評価導入論に対しては、様々な問題点も指摘されている。まず、金融商品の中にも客観的な時価の把握が容易でないものがあり、時価の見積りを許容すると会計基準の恣意性につながるとの批判がある。例えば、金融商品の時価情報開示に関連してアンケートやインタビューを行った米国のレポート (Peat Marwick [1992]) によれば、時価情報の利用者が「統一された方法により測定された、信頼性の高い、比較可能性のある、適時の (reliable, comparable, timely) 時価情報」を求めているのに対し、時価情報の提供者は、「時価情報には主観が混入するため、その有用性は限定されたものである」との認識を持っており、両者の間には開示される時価の信頼性に対する考え方に相違があると述べている。また、財務諸表本体で時価評価を行うことにより、利益や自己資本のボラティリティが大きくなると懸念する声もある。さらに、わが国の会計学の立場からは、現在の財務諸表の基礎である取得原価主義の体系に時価評価を導入することへの批判が強いほか、わが国の会計におけるトライアングル体制¹⁾の下で、時価評価を導入し、未実現の時価評価益を配当可能利益、課税所得に算入することに対し、保守主義的見地からの反対論もある。

本論文は、このような時価評価をめぐる状況をふまえて、金融商品の時価評価導入に関する実務的な諸問題を扱ったものである。金融商品の時価評価については、上記のようにその是非を巡り様々な議論があるが、本論文では、少なくとも実務的な観点からは時価評価を導入するメリットがあると考えたうえで、時価評価を導入した場合に、どのような会計の枠組みが望ましいか、時価評価を行う際の実務的な問題点は何か、等の点を主たる関心事項として論述している。時価評価を行うことにより財務諸表の何が変わるのか、時価評価を必要とする金融商品とは何なのかという具体的な内容の検討を行わないまま抽象的に時価評価の是非について議論しても実益は薄いと考えるからである。

本論文は以下のような構成となっている。まず、2.では、時価評価の基本的な枠組みを明らかにするために、金融商品の時価評価が必要とされる背景、本論文の立場について述べた後、評価損益と配当・課税との関係について検討する。ここでの結論は、評価損益の配当可能利益・課税所得への算入等について多くの未解決の問題を含む商法会計や税法会計とは切り離して、投資家への開示を目的とする証取法上の財務諸表 (特に連結財務諸表) への時価評価導入を銀行会計において先行させてはどうか、ということである。次に、3.では、時価評価を導入した場合の会計処理方法、開示方法、ヘッジ会計の扱い等に関して、①トレーディング目的の金融商品を時価評価し、評価損益を当期利益に算入する、②長期

1) わが国の会計制度は、商法会計、証券取引法 (以下証取法) 会計、税法会計のそれぞれに関する法令が相互に影響を及ぼしあい、いわば三位一体となって一つの会計制度を構成しており、このような状況は会計のトライアングル体制と呼ばれている。

保有目的の金融商品も時価評価するが、評価損益は当期利益には算入せず資本の部に計上する、③ヘッジ会計を導入する、等を柱とする提案を行い、実施に際し検討すべき問題点について論じる。また、時価評価で用いられる時価が単なる市場価格ではなく、市場価格を含む「公正価値 (fair value)」であるべきであること、現段階では時価評価になじまない金融商品は何かということ、および個別の金融商品を時価評価するうえでの問題についても検討する。なお、付録1.として主要国における金融商品の会計・開示基準の動向、付録2.として実際の銀行の財務諸表等における時価情報の位置付けを整理してみることとする。

2. 時価評価の基本的枠組み

(1) 金融商品の時価評価

イ. 金融商品の時価評価の必要性

わが国では、金融市場を活性化させるためにはディスクロージャーを充実し自己責任原則の徹底を図ることが不可欠であるとの認識が高まったことや、取引の実態が財務諸表上に現れない派生金融商品取引が急拡大したことなどから、時価情報を始めとする金融商品に関する情報開示の拡大、さらには財務会計への時価評価導入を求める議論が活発化している。また、海外においても、欧米、IAS等を中心に、派生金融商品取引の急拡大や財務諸表の実態開示機能拡大への要請に対応して、金融商品の時価評価に関する会計基準の

整備が、近年急速に進んでいる(付録1.参照)。

こうした議論では、金融商品の時価評価の意義について、²⁾①投資家が財務諸表上において企業価値を正確に把握できるようになる、②益出し等の決算操作が防止できる(その結果、投資家等の開示財務諸表への信頼性が高まる)、③投資成果の測定が時価でなされるため、市場参加者が合理的な行動を取りやすくなり、市場の歪みの原因が除かれる、等の点が指摘されている。

すなわち、①投資情報の充実という点については、現在、有価証券報告書等において有価証券、上場先物・オプションについての時価情報が財務諸表外で開示されており、アナリスト等の専門家や機関投資家にとっては、このような開示情報がさらに充実していくことによって十分な情報を得ることが可能であろう。しかし、一般の投資家や預金者にとっては、詳細な開示情報をすべて勘案して財務内容を分析することは困難であり、当期利益を始めとする損益計算書や貸借対照表の計数を他企業と比較することにより判断の基礎とする場合が多いと考えられる。したがって、時価情報を単に開示するのみではなく、財務諸表本体において時価評価を行うことにより、財務諸表の実態開示機能が高まり、企業の財務状況をより容易に把握することが可能となると思われる。

②の決算操作に対する防止策としても、開示情報の拡大よりも会計基準における時価評価が効果的である。例えば、市場性ある有価

2) 会計学の立場からは、営業資産として使用される生産設備や営業用店舗等の営業資産が単独で売却されることを予定していないため原価評価が適当であるのに対し、金融資産は企業の営業努力等に拘らず保有すること自体に価値があり、金融資産への投資成果はその時点での時価に現れていると考えるべきであるため、金融取引の成果を測定するためには、金融資産を原価評価するよりも時価評価の方が優れているとする見解が主張されている(斎藤[1994])。

証券等の時価情報の開示が開始されてからも、なお益出しによる公表利益づくりは皆無となったとはいえないようである（付録2.参照）。時価評価導入・範囲拡大により、決算操作の余地が小さくなり、このことが投資家に認識されていけば、財務諸表に対する投資家の信頼はより高まり、ディスクロージャーの実効性が高まるという効果も期待できよう。

③市場の歪みの原因を取り除くためにも、時価評価の導入は効果的である。主要な金融市場参加者である銀行では、市場性のある金融商品の取引についてリスク管理や投資成果測定のために内部的に時価評価を行っている。しかしながら、公表利益にはこれらの時価評価損益が反映されないことが、合理的な市場行動を取ることに障害となる場合がある。例えば、派生金融商品に時価評価が導入されていないため、金融機関では損益に影響をもたらすスワップの中途解約に消極的になりがちである。³⁾また、金融債のうち低価法（選択による）が適用される上場銘柄が他の銘柄より割安になっていることも、そうした障害の一つの例として挙げられる。さらに、主要な銀行が海外に派生金融商品取引目的の現地法人を設立しているのは、時価評価を利益に反映させることがその目的のひとつであったといわれている。

このように、時価評価導入には様々な効果が期待できると考えられる。とくに重要なのは、金融取引の成果を適切に評価し、貸借対

照表、損益計算書にその評価を恣意的な操作なしに反映させることが、財務諸表の利用者に対する情報提供機能および経営者の自己規律を高め、市場における自己責任原則の確立に不可欠であると考えられる点である。

ロ. 本論文の立場

取得原価主義を基本とする現行の会計に時価評価を導入することに対し、会計学の立場から会計の体系としての整合性を問題視する見解も強く主張されている。この点については、時価評価導入論者は、取得原価主義が一般企業の生産・販売活動において利益を認識する方法としては優れた体系であることを認め、会計の基本原則としては時価主義ではなく取得原価主義を支持する一方で、金融商品や金融取引を時価評価することについて様々な根拠を挙げている。すなわち、①短期投資に投下された貨幣は、企業の営業目的という拘束から開放されており、企業の自由裁量により処分可能な貨幣相当物と見ることが出来るとする見解（森田[1990]）、②実現主義における「実現」の意義を拡大し、「実現可能性」基準を容認すべきだとする見解（醍醐[1990a]）、③金融取引と生産・販売活動との投資成果測定の方法の差異に論拠を求める見解（斎藤[1994]）等がある。いずれも、金融取引活動という企業活動が既存の会計の体系の枠組みでは十分把握できなくなっているという現実への対応からきている考え方であるといえよう。

本論文では、会計学的根拠について論証す

3) スワップに時価評価が適用されている場合には、中途解約の有無に拘らず期末に未実現評価損益が計上されるが、時価評価されない場合には、中途解約を行うかどうかにより期中の実現益が変動するため、機動的に中途解約を行うことに消極的となりがちであり、取引相手方に対するクレジットラインの余裕枠を確保し活発な取引を行うことの阻害要因となっているといわれている。

ることは別の機会に譲り、とりあえず基本的な会計の枠組みとしては取得原価主義に依拠しつつ、現実の金融取引活動を認識する手段として時価評価の部分的な導入を図るべきであるとの考え方に立つこととしたい。そのうえで、以下では、ひとつの時価評価導入の姿をなるべく具体的に描いてみることにする。このことが、時価評価を導入すると銀行会計はどのような姿となるのか、時価評価のメリットを最大化し、デメリットを最小化するためにはどうしたらよいか、ということについての議論の手がかりとなると考えるからである。いうまでもなく、時価評価の対象、評価損益の会計処理方法等については論者により大きく意見が分かれるところではあるが、そのこと自体が、時価評価導入の是非に関する議論を複雑にし、なかなか具体的な議論に

進展しない原因となっていると思われる。そこで、それらの点については、あえていくつかの割り切った仮定を置くこととし、議論を進めていくこととしたい。

なお、金融商品の定義については、米国の財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board, FASB) の金融商品プロジェクトや IAS の E48号では議論されているが、わが国では、包括的な定義はあまり行われていないようである。そこで、以下では、とりあえず IAS の E48号により定義される金融商品(「一方の企業に(認識・未認識に拘らず)金融資産⁴⁾を生じさせ、他方の企業に(認識・未認識に拘らず)金融負債あるいは持分金融商品を生じさせるあらゆる契約」)を検討対象とすることとしたい。⁵⁾

また、時価評価を導入する主体としては、

4) ここでの金融資産の定義は、「①現金、②他の企業から現金その他の金融資産を受取ることのできる契約上の権利、③金融商品を潜在的に有利な条件で他の企業と交換できる契約上の権利、④他の企業の持分金融商品」となっている。また、金融負債の定義は、「①他の企業に現金その他の金融資産を引渡す契約上の義務、②金融商品を潜在的に不利な条件で他の企業と交換する契約上の義務」であり、持分金融商品の定義は、「企業のすべての負債を控除した後の残余財産権を証する契約」である。

5) 因みに、FASB は、金融商品を以下のような基礎的金融商品に分類している (FASB[1991])。

①無条件債権 (債務) …一定期日あるいは要求に基づき、無条件で、現金または他の金融商品を受渡す権利義務

＜例＞ 売 (買) 掛金、手形、CP、ローン、国債、社債

②条件付債権 (債務) …契約の当事者の支配の及ばない事象の発生により、現金または他の金融商品を受渡す権利義務

＜例＞ 金利キャップ・フロアー、保険契約

③オプション…契約の一方の当事者の管理下にある事象の発生を条件として、有利＜または不利＞な可能性のある条件で、他の金融商品と交換する権利義務

＜例＞ ワラント (ワラント付社債や株式も含む)、ローン・コミットメント、オプション、期限前返済可のモーゲージ

④保証その他の条件付交換…契約当事者のどちらの管理下にもない事象の発生を条件として、有利＜または不利＞な可能性のある条件で、金融商品を交換する権利義務

＜例＞ 債務保証、パフォーマンス・ボンド、信用状

⑤先渡契約…無条件で金融商品を交換する権利義務

＜例＞ 先渡売買、先物契約、(金融商品の) 買戻契約

⑥出資証券…資本に対する所有持ち分

＜例＞ 普通株式、パートナーシップの持分

一般企業に先駆けて、まず銀行会計について導入すべきであると考え⁶⁾。銀行は、様々な金融取引を本来の業務として行っており、保有資産・負債に占める金融商品の割合がきわめて高いため、金融商品の会計基準が経営方針に及ぼす影響が非常に大きいと考えられる。また、マーケットメーカーとしての金融市場におけるプレゼンスも他の業種よりも大きい⁷⁾ため、市場に中立的な会計基準を適用するという点からも、銀行に時価評価を導入することが最も効果的である。さらに、銀行の新外為経理基準（「外国為替公認銀行における外貨建資産等及びオプション取引の経理処理について」平成2年3月30日付銀行課長事務連絡）により、為替換算という形で通貨関連の直物、フォワード、先物、オプションに実際上時価評価が導入されており、実務的にも定着している。このように、銀行会計について時価評価を導入する土壌はかなり整っていると考えられる。

(2) 配当可能利益および課税所得の算定と時価評価

時価評価の導入の枠組みを考えるために、まず、どのような会計に対して時価評価を導入するか、ということが問題となる。わが国

では会計のトライアングル体制が採られてきたため、会計基準を変更することは、投資家等への開示情報としての財務諸表を変更することのみならず、配当可能利益や課税所得の算定根拠を変更することを意味してきた。しかし、そもそも商法会計、証取法会計、税法会計はそれぞれ目的を異にしており、会計主体の作成負担ということを除外すれば、3会計が一致した会計基準を適用する必然性はない。前述のとおり、時価評価の第1の目的は財務諸表の実態開示機能の改善ということであるから、投資家への情報開示を目的とする証取法会計には導入されるべきであるが、商法会計、税法会計については、それぞれ別途検討が必要である。

イ. 配当可能利益の算定と時価評価

商法では、配当可能利益算定の根拠となる財務諸表およびそれに対する配当規制が定められている。会計のトライアングル体制の下で時価評価を導入することへの反対論の根拠として、①商法の定める資産評価基準が取得原価主義を基本としている（ただし、市場性ある有価証券や棚卸資産については低価法を選択することも可）こと、②保守主義的な観点から、未実現の時価評価損益を配当可能利益に算入することには疑問があることが、⁷⁾

6) 金融市場の主要参加者という点では、証券会社、生命保険会社等も重要であり、ここに述べた時価評価の必要性については、そのまま当てはまる部分も多いであろう。特に生命保険会社は、市場に与える影響の点からも時価評価の必要性は高い。なお、保険業法84条は、主務大臣の認可により上場株式の時価評価し、評価益を責任準備金として計上することを認めている。

因みに、年金資産についても、原価評価が行われているために、運用方針が単年度における実現益嵩上げ指向となっており、投資効率を低下させたりリスク管理に悪影響を及ぼしていること等から、最近、時価評価導入の必要性が主張されている（厚生年金連合会資産運用専門委員会〔1994〕、醍醐〔1994a〕）。

7) 米国では、公表財務諸表は配当可能利益の算定とは一応別個であるが、配当可能利益もGAAP（Generally Accepted Accounting Principles、一般に認められた会計原則）に従った財務諸表により算定されるため、GAAPと配当規制（各州毎に取扱が異なっている）は必ずしも無関係ではない。すなわち、FAS 115号で時価評価損益が利益に算入される扱いとなった結果、明示的に未実現利益の配当を禁止する法令・判例が存在しない多数の州では、未実現評価益が配当される可能性が出てくることになる。

主張されている。

未実現評価益の配当可能性については、議論が大きく分かれるところである。これを否定する見解は、未実現評価益を配当した場合には、企業の資産は配当前と変わらない一方、配当原資を調達するための債務が増加するため（したがって配当原資を新株発行により調達した場合は別）、配当前と比較して既存の債権の価値が下落し債権者を害する恐れがあるという。

一方、評価益の配当可能利益算入を肯定する考え方は、債権者の保護としては、会社が清算された場合に時価で評価した会社の純資産が資本の額だけ維持されていれば足りるとする（弥永[1993]）。この見解は、商法290条（純資産から資本等〈資本金、資本準備金、利益準備金、繰延資産が資本準備金・利益準備金の合計を超える額〉を控除した額を配当可能利益としている）の規定が、資本に相当する会社財産が会社に維持されていることを要請するものであることをひとつの根拠としている。もっとも、現行商法で規定されている資産評価基準は前述のように取得原価主義であるから、商法の規定がすべてこのような（時価評価による会社財産の維持という）考え方に従って書かれているわけではなく、債権者の保護のために維持されるべき会社財産がどのように計算されるのかについては不明な点がある。したがって、配当可能利益への評価益の算入を肯定した場合には、配当規制を再検討する必要があると考えられる。⁸⁾

いずれにしても、会社債権者は、会社の配

当政策に容喙できないわけであるから、債権者の会社財産に対する期待をどこまで保護すべきか（債権者にとって会社財産が悪化することをどこまで容認しうるか）という点から、評価益の配当可能性を検討すべきであろう。

なお、評価損については、評価益を配当可能利益に算入するのであれば債権者を保護するために、配当可能利益の算定に当たってこれを勘案する必要があるだろう。

ロ．課税所得の算定と時価評価

現在、わが国では、法人税法25条の明文により、評価益は課税所得に含まれないとされているが、担税力に即した公平な税負担の配分という税法の目的からすれば、資産価値の増分は所得であり、未実現評価益に課税することは不可能ではないといわれている。むしろ、時価評価が業績測定の方法として適切であるという理由から導入され、未実現評価益が財務諸表上利益として認識されるのであれば、課税所得算定についても、原則としてこれを所得に算入すべきという考え方もあるだろう。また、未実現評価益を課税所得に算入すると、納税資金調達面で問題が生じるという見方もあるが、資産を売却できる市場が整備されていたり、当該資産担保による借入れが可能ならば、問題とは言えないであろう（この点は、配当についても同様である）。

しかし、評価益と課税の問題を考える際には、税法と商法の目的が違うことから次の諸点に留意する必要がある。すなわち、①配当可能利益はあくまで配当の上限を定めたものであって、配当するかどうか、どれだけ配当

8) 例えば、カリフォルニア州法では、配当前の留保利益水準や配当後の資産負債比率、流動比率による配当規制が規定されており、会社の留保財産ではなく、支払能力により配当可能性を判断している（弥永[1993]）。

するかは各企業の自由であるのに対し、課税は強制であるために課税額が全額企業から流出する。また、②課税には公平性が強く要請されるため、時価評価の導入対象が限られた場合に、一部の企業に対してのみ課税することが妥当か、という問題もある。さらに、③時価評価自体に要するコストや、未実現評価益に課税した後でそれが実現しないことが確定した場合の取扱い等、課税行政に要するコストが増加することも問題であろう。

なお、評価損の課税所得への算入については、すでに低価法が適用されている資産に関しては現行も課税所得に算入されている（なお、低価法が強制されているのが銀行保有の上場株式・転換社債、商品勘定の上場債券等に限られている点では、現行規制上も業種間の公平は保たれていない）。これは保守主義的な観点からは問題はないであろうが、評価益との均衡を欠く取扱いであることは否定できない。

ハ. 小 括

以上にみるように、配当可能利益、課税所得の算定においても、基本的には、企業の業績測定の結果として利益としてみなすべき額が基礎となるため、未実現評価損益もこれらに算入しうる可能性があるが、その是非については、配当規制や課税基準の本来の目的の観点から慎重に検討する必要がある。したがって本論文では商法、税法上の財務諸表と、企業の財務状況を開示することを第1の目的としている証取法上の財務諸表を切り離し、

証取法上の財務諸表のみにおいて金融商品の時価評価を導入することを検討することとしたい。

なお、証取法上の財務諸表には、単体財務諸表と連結財務諸表がある。わが国では、配当可能利益や課税所得の算定の基礎となるのが単体財務諸表であることなどの理由から、連結財務諸表はさほど重視されていないが、企業集団としての財務状況を示している点で、開示情報としては連結財務諸表の方がより重要であるともいえ、⁹⁾海外においては、むしろ連結財務諸表が投資判断の基準となっているようである。また、連結財務諸表が証取法独自の制度であり、配当や課税との関係が薄いこと、前述のように子会社において派生金融商品業務が行われることも多いことなどを考慮すると、まず、連結財務諸表において時価評価の導入を検討するのもひとつの方法ではないかと考えられる。そこで、以下では、証取法上の連結財務諸表を念頭に検討していくこととしたい。

3. 時価評価の方法

(1) 時価評価の会計処理方法

イ. 概 要

以下では、金融商品に時価評価を導入する場合の1つの具体案を示しつつ、そこで生じる問題を検討していくこととし、まず、時価評価の枠組みと評価損益の会計処理方法等について検討する。なお、以下で使う「時価」とは単なる市場価格という意味ではなく、公

9) なお、連結財務諸表での勘定項目は、現状では単体財務諸表よりも簡潔になっており（例えば、債券関係売買益等は、「その他業務収益」中に一括して計上されている）、十分に経営実態を把握するためには、情報量として不十分である。今後、連結財務諸表を開示情報として重視していくならば、これをさらに充実させていくことも検討すべきである。

正価値である fair value を意味することとするが、これについての検討は(3)で行う。

時価評価の原則としては、時価評価を行う対象は金融商品の性質により客観的に判断することとし、時価評価を行う場合の損益の会計処理については、保有目的により判断すべきと考える。すなわち、金融商品を、①金融商品としての性質から現状では時価評価がなじまない金融商品、②トレーディング目的の金融商品、③投資等長期保有目的の金融商品、および④ヘッジ目的の金融商品の4つに分類し、以下のように扱うことを想定した。

- ① 金融商品としての性質上、現状では時価評価がなじまない金融商品は原価評価とする（取得原価と償還価額に差がある場合にはアモチゼーション、アキュムレーションを行う）
- ② トレーディング目的の金融商品は貸借対照表上時価評価を行い、その時価評価損益は、損益計算書上の当期利益に算入する
- ③ 投資等長期保有目的の金融商品も貸借対照表上時価評価を行うが、その時価評価損益は当期利益には算入せず、貸借対照表の資本の部に計上する
- ④ ヘッジ目的の金融商品については、ヘッジ対象の損益の認識と同じ会計処理を行う。すなわち、ヘッジ対象の保有目的により以下のように分類する
 （ヘッジ対象の金融商品） （ヘッジ手段の金融商品）
 - ④a トレーディング目的…時価評価し、評価損益を当期利益に算入
 - ④b 投資等長期保有目的…時価評価し、評価損益を資本の部に計上
 - ④c 時価評価されない金…ヘッジ対象の損益が実現する金融商品 までヘッジ手段の評価損益の認識を繰延べる（財務諸表外

に繰延べた損益を注記)

ロ. 金融商品の区分と評価損益の扱い

上記に示すように、時価評価の対象を原則として金融商品の客観的性質に基づき定める一方で、利益の会計処理においては保有目的を考慮するという方法には様々な異論がある。例えば、時価評価の対象については、トレーディング目的の金融商品のみを時価評価すれば十分であるという主張がある。これに対し、金融商品自体の性質により時価評価の対象とそれになじまないものを検討することとしたのは、長期保有目的の金融商品であっても、その保有については営業資産のような拘束があるわけではなく、入替商い等による決算操作等の可能性や、同一の金融商品の中で保有目的により時価評価するものとしなもの混在することが市場に歪みをもたらす懸念があることを考慮すれば、時価評価の対象についてはなるべく客観的に定めるべきではないかと考えたためである。そのうえで、利益の会計処理については、長期保有目的の金融商品の評価損益を損益計算書上の利益に計上すべきではなく、財務諸表本体での開示の意義を重視し、貸借対照表上で時価評価を行うことで十分であると考え。以下では、個別のカテゴリーについてももう少し詳しく述べる。

① 時価評価になじまない金融商品

金融商品のうち、市場での取引を予定されていない非公開株式等については、その客観的価値が把握できず、時価評価の対象とすることは適当でなかろう。また、資産・負債の総合管理が今後も進展して行くことを展望すれば、貸出や預金等も含めて時価評価を行う方が整合的であるとの考え方もあるが、これらの時価評価の是非について

は、なお検討すべき点が多く、現時点では、時価評価は時期尚早といえよう（(4)参照）。

② トレーディング目的の金融商品

トレーディング目的の金融商品は、短期間のうちに売買することが予定されているものであり、当該会計年度の業績測定という観点から、それらの金融商品を時価評価し、評価損益を当期利益に反映することが必要であると考えられる。トレーディング目的の金融商品の時価評価導入は、国際的にも金融市場における市場参加者の共通の会計基準となりつつある。

なお、わが国の銀行会計における商品勘定は、仲介業務としての金融商品売買であるディーリングのための勘定であり、海外の会計基準や開示で用いられているトレーディング勘定の概念とは一致しない。因みに、BIS バーゼル銀行監督委員会が1993年に発表したマーケットリスク規制に関する市中協議のための提案の中では、トレーディング・ポジションの定義は、「銀行が短期間に実際または予想する売買価格差から利益を得ようとする目的、もしくはトレーディング勘定のヘッジ目的で、あるいは短期の転売や顧客との取引実行のために保有している金融商品のポジション」とされている。ここでの分類の目的は、会計処理区分のためではないが、抽象的にトレーディング目的の金融商品を区分するための定義として使用してもさしつかえないと思われる。

上記によれば、商品勘定の金融商品はトレーディング目的と分類されるが、これに加えて、投資勘定（「有価証券」）の金融商品の中でも、売買益獲得を目的として頻繁に売買されているポートフォリオについて

は、トレーディング目的と分類すべきである。その場合、トレーディング目的のものをすべて商品勘定に分類するということもひとつのやり方であろう。なお、オフバランスの金融商品は、トレーディング目的と後述のヘッジ目的の分類が難しい場合がありうる。

目的による区分を会計処理の基準とする場合、恣意的な目的の変更や不適当な区分による会計操作を防ぐため、外部監査人によるチェック機能が重要となる点には留意する必要がある。

③ 長期保有目的の金融商品

このカテゴリーに分類される金融商品は、典型的には、インカムゲイン獲得を主目的として保有している債券や株式等である。そのような金融商品の保有主体は、時価評価損益を短期間に実現する意図がなく、相場のタイミングを測ってトレーディングを行っているわけではないことから、時価の変動をその期の業績評価の対象とすることは適切ではないと考えられるため、評価損益を当期利益に算入すべきではない。

しかし、銀行がある金融商品を保有し続けるのは、金利情勢、為替相場、市場における流動性の状況等さまざまな経済環境を考慮しても保有に経済的メリットがあり、保有しないよりは財務状況をより良い状態とすることができると判断しているからである。とすれば、そのような銀行の投資判断が時価に照らしてどのような財務状況を現出しているかということは、投資家、株主等にとって重要な情報であり、貸借対照表上に表示されるべきであると考えられる。すなわち、長期保有目的の金融商品も時価評

価の対象とすべきである。¹⁰⁾

さらに、長期保有目的の金融商品の評価損益を当期利益に算入すべきであるとの見解もある。¹¹⁾確かに、短期的な売買によりキャピタルゲイン獲得をねらって保有している投資勘定のポートフォリオについては、前述のように、トレーディング目的に分類し、評価損益を当期利益に反映すべきである。しかし、主としてインカムゲイン獲得のために長期保有されている債券については、時価評価損益の獲得を目的として保有されているものではないため、貸借対照表上で時価を認識すれば足り、評価損益を業績測定に算入することは、収益力の表示という点から見てむしろミスリーディングではないかと思われる。

また、子会社株式（持株比率が50%以上の会社）やいわゆる持合いの株式を時価評価の対象とすることへの是非についても議論がある。子会社株式の保有はそもそも子会社の経営支配を目的としていることから、経営方針の転換による売却の可能性は

皆無ではないが、経営支配を維持する限り子会社株式は売却されないと考えられるため、子会社株式の時価評価を行う必要はないと考えられる（子会社の範囲すなわち経営支配という親会社の保有目的は客観的に明確であろう）。また、連結財務諸表の場合には、連結対象の子会社や持分法対象関連会社への投資は消去されるため、一応除外して考えることができよう。持分法対象関連会社以外の関連会社（持株比率が20%以下または、実質的な支配力が及んでいない持株比率20%以上の会社）については、次の持合いの株式とほぼ同様に考えられる。

持合いの株式を時価評価することに対しては、取引先との関係維持という時価に表れない価値を重視し、時価評価の対象とすることに反対する見解もあるほか、付録2.にみるように、わが国の銀行の保有株式額の水準が高く、銀行経営に対する評価への影響が非常に大きいことからの反対論も強いであろう。しかし、持合い株式も売却が

10) なお、長期保有目的の金融商品の中にも、貸付有価証券の契約期間が満期までである場合等、満期まで保有することがほぼ確実であるということが外形上も現れている場合には、例外的な場合として、原価により評価してもよいと思われる。

因みに、米国のFAS115号「負債及び持分証券への投資の会計」では、償還まで保有する有価証券（Held-to-Maturity Securities）について、償却原価（取得原価でアモチゼーション、アキュムレーションを行ったもの）で評価することとしている。このカテゴリーと、売却可能証券（Available-for-Sale Securities）との違いは、「保有主体が償還まで保有し続ける意思と能力を有すること」であるとされており、ある証券を期間不定で保有する意思ではあっても、③市場金利の変化、④流動性に対するニーズ、⑤代替投資対象の利用可能性や利回りの変化、⑥資金調達源泉および条件の変化、⑦外為リスクの変化、⑧ALMによる投資に対する見直し（なおALMによって見直しをしない範囲を指定することは可能）等により、保有有価証券の見直しを行いうる場合には、償還まで保有する有価証券と分類することはできず、時価評価の対象となる売却可能証券に分類することとしている。この基準によれば、ほとんどの有価証券が売却可能証券に分類されることとなるといわれている。

11) その根拠は、長期運用目的の金融資産の運用成果は実現益と運用益を合わせたトータルリターンでみるべきものであり、このような資産の時価評価損益は業績利益に含めるのが目的適合的であるということである（醍醐[1994b]）。

まったくありえないわけではなく、その保有については、常取引先との関係維持と金融商品の保有とのメリット・デメリットの比較により判断されており、経済環境の変化によっては売却されることがありうるし、実際にも（多くの場合は買い戻されてはいるが）売却されているようである。したがって、持合い株時も時価評価の対象とすべきであると考えらる。

なお、長期保有目的の金融商品について時価評価を行った場合の評価損益の扱いについては、前述のように、業績評価として当期利益に算入することが適当でないため、貸借対照表の資本の部において、評価準備金のような形で区分表示することが考えられよう。¹²⁾

④ ヘッジ目的の金融商品 ((2)参照)

金融取引においてリスク回避のためのヘッジ取引（「ヘッジ対象から生じる損益がヘッジ手段から生じる損益によりその全部または一部を相殺されると期待して行われる取引」〈企業財務制度研究会 [1992]〉）の重要性は増大しており、その効果を会計上認識することが必要である。そのための会計手法がヘッジ会計と呼ばれるものであり、ヘッジ取引の効果を財務諸表上に反映させるため、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益の認識時点を会計原則から離れて期間対応させる会計手法である。

具体的には、トレーディング目的の金融商品のヘッジ取引の場合にはヘッジ手段も評価損益を当期利益に算入するが、長期保有目的の金融商品のヘッジ取引の場合に

は、ヘッジ手段の評価損益も当期利益には算入せず、資本の部に計上する（ここまでは、損益の繰延等を行うわけではなく例外的な会計処理とはいえないため、厳密にはヘッジ会計の適用の問題ではない）。ヘッジ対象が、貸出やまだ実行されていない予定取引のように時価評価されない金融商品であるヘッジ取引は、ヘッジ対象取引の損益が実現するまで時価評価はせず、損益を繰り延べる（ヘッジ会計）。ただし、ヘッジ手段自身の損益が実現した場合には、ヘッジ取引が終了したとみなして実現益をその期の当期利益に算入する。

もっとも、ヘッジ取引かどうかという認識は簡単ではなく、トレーディング目的とヘッジ目的の取引が同一部署で行われている場合には、何らかの方法でそれらの目的を分ける必要がある。また、ヘッジ会計による損益の繰延が恣意的に行われないようにするためには、ヘッジ会計の認識が合理的かつ透明な基準により行われる必要がある。なお、個別ヘッジではなく、マクロヘッジによる ALM が中心となりつつある現状においては、このヘッジ取引をどう扱うかが大きな問題である。

ハ. 財務諸表の開示様式

これまで述べたような時価評価の方法をとるとすると、現状の財務諸表は第1表のように変わる。まず、当期利益にトレーディング目的の金融商品の評価損益が算入される。貸借対照表では、トレーディング目的、長期保有目的の金融商品を時価評価し、有価証券等オンバランスの金融商品は時価で計上するほ

12) 因みに、長期保有目的の金融商品は、FAS 115号では時価評価され、評価損益は資本の部に算入されるが、IAS E 48号の標準的処理では償却原価により評価されている。

金融商品の時価評価導入の可能性について

か、派生金融商品は、派生金融商品差益（差損）勘定を設けて評価損益を貸借対照表上に計上する。長期保有目的の金融商品の評価損益の見合いとしては、資本の部において「金融商品評価準備金」を計上する。

時価評価による評価損益が当期利益に算入された場合には、未実現利益が算入されるために、これまでとはやや異なった性格の当期利益となるといえなくもない。そこで、少なくとも財務情報の利用者にとっては、未実現利益がどのくらいかということを知ることは有用であると考えられることから、財務諸表

の注記として、未実現利益について表示すべきであろう。また、ヘッジの状況等についても注記等により、財務諸表外の開示で補足する必要がある（実際には、商品種類別の繰延損益等第1表の例よりも詳しい開示が必要となろう）。

また、その是非はともかくとして、とりあえず税法は現行どおりとし評価益には課税されないとすれば、税法では金融商品は簿価で計上されるため、時価と簿価の差額の税効果について表示する必要がある。¹³⁾

13) 税効果会計とは、財務会計上の利益と課税所得との差異を調整し、企業が本来負担すべき税金を財務諸表上認識しようとする会計手法。わが国の会計では、連結財務諸表作成上、個別の連結会社の課税所得と連結利益との調整においてのみ適用されている（米国会計原則審議会〈APB〉意見書11号の方法を連結財務諸表規則中に規定）。金融商品の評価損益の財務諸表上への計上に当たっては、評価損益が課税対象とはならないため、税効果相当額を表示すべきであろう。

わが国では、税効果に関する規定は整備されているとは言えないが、仮に FAS 109号と同様の方法を導入したとすれば以下ようになる。

▽税効果の表示方法

○一時的差異

トレーディング目的金融商品評価益（損）……①

長期保有目的金融商品評価益（損）……②

——それぞれの区分内のヘッジ対象に対するヘッジ取引の損益を含む。

○繰延税金の計算

繰延税金負債（資産）

… (①+②) × 実効税率*（貸借対照表の資産、負債の部に計上）

繰延税効果相当額（繰延税金資産〈負債〉）

… ② × 実効税率（貸借対照表の資本の部に計上）

繰延税金

…… 前期末の繰延税金資産（負債）－ 今期末の繰延税金資産（負債）（損益計算書に計上）

* わが国の一般的な実効税率

$$= \frac{\text{法人税率} + \text{法人税率} \times \text{住民税率} + \text{事業税率}}{100\% + \text{事業税率}}$$

金 融 研 究

第1表 損益計算書、貸借対照表への表示方法（有価証券報告書ベース）

(1) 損 益 計 算 書

経常収益			
資金運用収益			
貸出金利息	×××		
有価証券利息配当金	×××		
コールローン利息	×××		
買入手形利息	×××		
預け金利息	×××		
その他の受入利息	×××		
役務取引等収益	×××		
その他業務収益	×××		
その他経常収益	×××	×××	
経常費用			
資金調達費用			
預金利息	×××		
譲渡性預金利息	×××		
コールマネー利息及び売渡手形利息	×××		
借入金利息	×××		
転換社債利息	×××		
その他の支払利息	×××		
役務取引等費用	×××		
その他業務費用	×××		
営業経費	×××		
その他経常費用	×××		
貸倒引当金繰入額	×××		
その他の経常費用	×××	×××	
経常利益		×××	
特別利益			
動産不動産処分益	×××		
償却債権取立益	×××		
国債価格変動引当金取崩額	×××		
商品有価証券売買損失引当金取崩額	×××		
金融先物取引責任準備金取崩額	×××		
証券取引責任準備金取崩額	×××		
その他の特別利益	×××	×××	
特別損失			
動産不動産処分損	×××		
国債価格変動引当金繰入額	×××		
商品有価証券売買損失引当金繰入額	×××		
金融先物取引責任準備金繰入額	×××		
証券取引責任準備金繰入額	×××		
その他の特別損失	×××	×××	
税金等調整前当期純利益		×××	
法人税および住民税		×××	
法人税等調整額（税効果相当額）		×××	
少数株主損益		×××	
連結調整勘定償却額		×××	
持分法による投資損益		×××	
当期純利益		×××	
(注) 1. 税金等調整前当期純利益中評価損益の内訳			(うちヘッジ取引*)
外国為替関係評価益	×××	×××	
商品有価証券評価益	×××	×××	
派生金融商品評価差益	×××	×××	
外国為替関係評価損	×××	×××	
商品有価証券評価損	×××	×××	
派生金融商品評価差損	×××	×××	×××
* マクロヘッジに関連する評価損益			
2. ヘッジ会計			
ヘッジ会計による繰延損益	×××		
原資産・負債の損益	×××		

金融商品の時価評価導入の可能性について

(2) 貸 借 対 照 表

(資産の部)		(負債の部)	
	現金預け金		預金
	コールローン		譲渡性預金
	買入手形		債券
	買入金銭債権		コールマネー
時価評価	商品有価証券		売渡手形
	金銭の信託		借入金
	有価証券		外国為替
	貸出金		転換社債
	外国為替		その他負債
	その他資産		先物差損勘定
時価評価	先物差益勘定		オプション料
	オプション料		その他派生金融商品差損勘定
	その他派生金融商品差益勘定		繰延税金負債
	繰延税金資産		貸倒引当金
	動産不動産		退職給与引当金
	支払承諾見返		特別法上の引当金
			少数株主持分
			支払承諾
		(資本の部)	
			資本金
			資本準備金
			利益準備金
			その他の剰余金
			（うち当期純利益 ×××
			うち評価損益 ×××
			金融商品評価準備金
			繰延税金相当額
			資本合計

(注) 金融商品評価準備金中の評価損益の内訳

評価益 ×××

評価損 ×××

上記を前提に、有価証券取引の会計処理の例を示したのが例1である。

(例1) t_0 時点で、トレーディング目的で国債A、長期保有目的で国債B、それぞれ100円で購入、 t_0 期末時点では各債券の価格は、A120円、B130円となった（実効税率を50%とする）。

(一時的差異)

・トレーディング目的金融商品評価益	20
・長期保有目的金融商品評価益	30
(繰延税金負債)	25 = (20+30) × 50%

(t_0 期末の P/L)

税引き前当期利益	20
法人税	0
税効果相当額	10 = 20 × 50%
当期利益	10

(t_0 期末の B/S)

t_0 時点			t_0 期末	
国債 A 100	資本金 200	→	国債 A 120	繰延税金 負債 25
国債 B 100				資本金 200
			国債 B 130	当期利益 10 金融商品評価準備金 30 ＜繰延税効果相当額 15＞ (資本の部計 225)

二. 低価法の取扱い

低価法は、保守主義的観点から現行の取得原価主義会計を補完する役割を果たしており、銀行会計では、商品勘定の上場債券、投資勘定の上場株式及び転換社債等には強制適用基準、投資勘定の債券には選択基準として採用されている。

これまで述べてきたような形で金融商品に時価評価を導入したとすれば、まず、トレーディング目的の金融商品については、評価損

益が実現利益に算入されるため、評価損の部分は当期利益からマイナスされる。また、長期保有目的の金融商品についても、評価損の部分は資本の部に計上される金融商品評価準備金を減少させることとなり、評価損が評価益を上回った場合には、資本の部において金融商品評価準備金がマイナスで表示されることとなる。すなわち、いずれの場合も、評価損益の状況は本体財務諸表上で開示されるため、情報開示としては十分であり、さらに保

守主義による修正を施す必要はなく、低価法の適用の余地はないと考えられる（例1参照）。

もっとも、低価法を採用しない場合でも、いわゆる「強制評価減」の会計処理が必要であるケースがある。すなわち、保有株式を発行している会社の財務内容が悪化したことにより当該株価が下落した場合等、時価の回復が難しいと見られる場合には、上記の会計処理を每期続けると、資本の部に計上される評

価損の中に回復不能な損失が長い間存続することになってしまう。したがって、この場合には、その評価損分を実現損として計上することが健全な処理であるといえよう。具体的取扱いとしては、評価損を実現損失として計上した場合には、簿価を切下げ、その後に売却・償還等により損益を実際に実現した際には、切下げ後の取得原価を基準として損益が算定されることになる（例2参照）。

（例2） t_0 時点で、長期保有目的で社債Aを100円で購入、 t_0 期末時点ではAが70円に値下がりし、回復は見込まれない状況となったため、実現損を計上した。 t_1 期に、Aを75円で売却した。

t_0 時点		⇒	t_0 期末		⇒	t_1 期末	
社債A 100	資本金 100		社債A 70	資本金 100		現金 75	資本金 100
				実現損失 ▲30			繰越損失 ▲30
							実現利益 5

（2）ヘッジ会計の問題

イ．ヘッジ会計の概要

ヘッジ会計（ヘッジ会計の定義については、（1）ロ．参照）は、米国、英国、フランス、ドイツ等、主要国では一般的に導入されている（IAS〈E48号〉にも織り込まれている）が、わが国の現行会計基準には導入されていない。¹⁴⁾しかし、金融商品の時価評価により、

金融取引における業績を財務諸表に反映していく過程においては、ヘッジ取引のようなリスク回避目的の金融取引も適正に業績測定に反映すべきであり、ヘッジ会計の導入を検討する必要がある。

ヘッジ会計により、ヘッジ手段とヘッジ対象とで異なっている損益認識時点を合わせる方法としては、損益の認識時点を、①後から

14) 企業会計審議会の「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」[1990年]は、値洗基準の導入と併せてヘッジ会計について検討を行ったが、ヘッジ会計の導入については、「ヘッジ関係の有無の判定方法、先物損益の配分および繰延方法等なお多くの問題が残されている」として、これを見送っている。

認識する金融商品に合わせる「繰延ヘッジ会計」、②先に認識する金融商品に合わせる「時価ヘッジ会計」、③ヘッジ対象または手段のいずれか（通常はヘッジ対象）に合わせる「混成アプローチ」の3つがある。例として、債券（原価評価）を先物（時価評価）でヘッジする場合を考えると、①は売却等により現物債券の損益が実現するまで先物の時価評価損益を繰り延べ、②は債券、先物をともに期末時点で時価評価し損益を認識、③はヘッジ対象の債券に合わせた場合には①と同処理、を意味する。現在、ヘッジ会計が採用されている国で行われているのは①の繰延ヘッジ会計であるが、②よりも損益の認識時点が遅れることや、マクロヘッジの認識にはなじまないこと等により、米国ではヘッジ基準の見直しの動きがある。もっとも、②については、ヘッジ会計が適用される場合に時価評価の範囲が広げられてしまう、③については、ヘッジ損益に含まれる内容が複雑となるという批判があり、いずれかが適当とは判断しがたい。

これまで述べているような形で、金融商品についてかなり広範に時価評価を導入した場合には、上記の債券と先物の例のように、ヘッジ対象、ヘッジ手段ともに期末時点で時価評価され、ヘッジ会計によらなくともヘッジ効果が会計上認識される場合が多いと考えられるため、ヘッジ会計の適用は限られることとなろう。一方、実行確実な将来の取引や貸出

（(4)参照）等、時価評価を行わない金融商品のヘッジについては、時価評価の対象を実質的に広げる時価ヘッジ会計ではなく、ヘッジ手段の損益を繰り延べる繰延ヘッジ会計の適用が適当ではないかと考える。その場合、財務諸表外の注記等において、ヘッジ対象およびヘッジ手段の内容、損益等について開示

することが必要であろう。

ロ. ヘッジ会計の要件

(イ) 主観的要件と客観的要件

ヘッジ会計の要件としては、企業会計審議会の「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」[1990年]では、事前テストとして、①ヘッジ取引であることについての企業の意思、または②ヘッジ取引を識別する明確な内部規定または内部組織、事後テストとして、①ヘッジ対象物の相場変動とヘッジ手段との間の高い相関関係、または②ヘッジ対象物の損益がヘッジ手段の損益により相当の相殺が行われたこと、を要求している。米国でのヘッジ会計基準の見直しの動きや、わが国でのヘッジ会計導入慎重論の根拠のひとつが、会計主体の恣意的な運用により損益操作につながりかねないという懸念であることを考慮すると、ヘッジ会計の要件としては、①会計主体の明確な意思の表明（企業財務制度研究会 [1992] はヘッジ宣言およびドキュメンテーションを要件に加えている）という主観的な要件に加えて、②ヘッジ取引の特定性や③ヘッジ対象とヘッジ手段との相関性等の客観的な要件が必要であろう。

(ロ) ヘッジ取引の特定

ヘッジ取引の特定性の要件については、ヘッジ取引とトレーディング目的の取引の区分が問題となる。例えば、スワップ取引についてヘッジ取引部分を認識しようとする場合、銀行全体のスワップのポジションのうち、資金管理セクションからヘッジ目的でオーダーされた部分と、スワップ・トレーダーがスペキュレーションとして取った部分とを区分することが必要となる（なお、ハ. で述べるようなマクロ・ヘッジにおいてスワップ取引を使う場合には、このような区分による特

定は行われない)。組織上このような区分が可能な場合には、新外為経理基準において、為替スワップと資金関連スワップを損益計算書の勘定区分上分けるために導入された「インターナル・コントラクト方式」による管理方式が参考となる。具体的には資金管理セクションとスワップ担当部門の間の内部スワップ取引を認識することにより、貸出等のヘッジとして資金管理セクションのオーダーに基づき行ったスワップ取引と、純粋なポジション・テーキングのためのスワップ取引との区分が可能となろう。

(イ) 相関性の要件

米国では、FAS 80号（先物取引の会計）において、ヘッジの開始時点およびヘッジ期間中を通じてヘッジ対象とヘッジ手段のそれぞれの価格変動の間に高い相関性が存在することを要求している。しかし、その具体的な程度や測定方法、相関性のチェックの頻度等については各企業の判断に任されており、実際の取扱はまちまちであるほか、ヘッジ期間中の相関性を判断するためのシステム等のコスト負担が大きいとの問題が指摘されている。わが国でヘッジ会計に客観的な要件として相関性を要求する場合には、コスト負担も考慮にいれつつ、基準を検討することが必要であると考えられる。

ハ、包括ヘッジにおける問題

ヘッジ対象とヘッジ手段は必ずしも1対1対応でなく、複数の取引が対応している包括ヘッジの場合にもヘッジ会計を適用することは可能であるが、この中には、ヘッジ取引の認識が難しいものがある。すなわち、銀行が保有する債券、貸出、派生金融商品等のポジションを残存期間毎に合算し、それぞれの期

間毎のミスマッチポジションをスワップ等によりヘッジしたり、デュレーションをヘッジしていくマクロ・ヘッジは、ALMの枢要部分となりつつあり、これにヘッジ会計を適用する実務のニーズは強いと思われる。確かに、このような手法により精緻なALMが進展するにつれ、ヘッジ取引の規模が大きくなり、ヘッジ会計を適用せずにその時価評価損益を利益に反映させるとミスリーディングとなる恐れがある。一方、この目的のヘッジ取引は、一旦行われるとその後は銀行のポジションの一部に組み込まれ、ヘッジ対象とヘッジ手段を明確に分類することが難しくなるため、ヘッジ会計を適用した場合には、何をヘッジ手段として認識するかについて、会計主体の恣意性が入り込むことが懸念される。現在、米国のFASBで進行中のヘッジプロジェクトでもこの問題が最大の論点のひとつとなっているようである。

このように、マクロ・ヘッジにヘッジ会計を適用するためには、客観的なヘッジ取引の範囲についての検討が必要であらう。（最終的に認識が可能かどうかは別として）マクロ・ヘッジの認識を行うための基準が確定するまでは、個別ヘッジのほか、包括ヘッジ取引のうちヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係が個別に特定できるようなものだけにヘッジ会計を採用することに止めざるを得ず、マクロ・ヘッジについては、財務諸表外の注記により、マクロ・ヘッジの概要と合わせて、ヘッジ取引の具体的な内容、当期利益における影響等について開示することにより、財務諸表利用者の判断に資するようにすべきであらう。

(3) 金融商品の時価の算定方法

イ. fair value の概念

時価評価を行う場合に時価として表示される価格としては、市場価格ならばどんな価格でもよいというわけではない。例えば、取引所価格は市場価格ではあるが、上場商品の中には国内の投資家向けに相対取引により販売されている商品を、形式的に海外の市場に上場して上場商品としての体裁を整えているケース等もあるといわれており、このような場合に実質的には取引されていない取引所の価格が客観的な時価といえるかどうかは疑問である。

このように、時価は、単なる市場価格 (market value) ではなく、その商品の客観的な価値を表すにふさわしい公正価値 (fair value) である必要がある。fair value の概念は、FAS 107号「金融商品の公正価値の開示」においては、「その意志を持った主体間の現在の取引において交換可能な金額」とされており、市場価格のみではなく、店頭オプションのプライシング・モデルにより算出された

理論価格等も含まれる。また、IAS の金融商品に関する公開草案 E 48号¹⁵⁾でも、市場にわずかな取引しかない場合等には、公表市場価格は公正価値を表すものではないかもしれないとする一方、他の金融商品の現在の市場価値との参照や、割引キャッシュフロー分析等の見積りによる公正価値を認めている。

ロ. わが国における fair value

わが国の会計、ディスクロージャーにおいては、fair value の概念はあまり意識されてこなかったため、取引所価格等は実態に拘らず時価として認められる一方、fair value としての見積り価格は、現行基準のなかで非常に限定的にしか認められていない。例えば、1990年に発出された「市場性ある有価証券及び先物・オプション取引等の時価情報の開示に関する取扱通達 (時価情報通達)」では、非上場債券の時価開示において、証券業協会が公表する売買価格等がない債券は「一般に公表されている価格」、さらにそれもない債券については、他の債券の取引所価格、証券業協会公表価格等に基づき、「当該債券の発

15) E 48号の fair value の定義は、「取引の知識がある自発的な当事者の間で、独立第三者間取引条件で資産が交換され、もしくは負債が決済される金額 (パラグラフ 5)」である。その決定方法については、「金融商品が活発で流動的な市場で取引されている場合は、公表市場価格が公正価値の最も良い証拠になる。しかし、市場にわずかな取引しかなく、市場がよく確立されておらず (例えば、いくつかの“店頭”市場)、もしくは評価すべき金融商品の取引単位数に比べて少量しか取引されていない場合は、公表市場価格は公正価値を表すものではないかもしれない。市場価値に基づく金融商品の公正価値は適切な公表市場価格 (例えば、保有する資産または発行される負債に対する最終付け値、取得する資産または保有する負債に対する最終指し値) から得られ、実際の取引で発生する取引コストを考慮に入れる (パラグラフ 17)」 「公表市場価格がない場合は、本基準書の認識、測定および開示基準を満足させる十分な信頼性を持つ公正価値を決定するために、見積りの技法がしばしば使われるであろう。金融市場で十分に確立されている手法には、実質的に同じである他の金融商品の現在の市場価値との参照、割引キャッシュフロー分析およびオプション・プライシング・モデルがある。企業が割引キャッシュフロー分析を用いる場合には、債務者の信用力、契約上の利率が固定されている残存期間、元本返済の残存期間および支払いが行われる通貨等、実質的に同じ主要な条件および特徴を持つ金融商品の見積りが行われる時点の市場での実効利率と同じ割引率を使う (パラグラフ 18)」とされている。

行体の信用度、残存償還期間、利率等を勘案して合理的に算定した価格（傍線筆者）」を使用することとなっている。これは fair value を算定することを求めているように見えるが、同通達では、この規定に拘らず、「国内で政府、居住者により発行される非上場公募債券」については、店頭基準気配銘柄の利回りに基づく価格の計算方法を具体的に示し、これを用いることとしている。このように取引所価格、公示価格および若干の類推価格のみを客観性ある時価とみなして開示させる、いわば形式的なアプローチを採用している背景には、時価の見積りに関してなるべく恣意性を排除するために、客観的な基準を設けるべきとの考え方があるように思われる。

しかし、このような基準により算出された価格のみが fair value であるかという点は疑問である。例えば、債券についても、公示価格のないものをトレーディング目的で保有する場合には、各銀行において発行体による信用リスクの算定等、時価の類推方法は異なるであろうし、まして、店頭派生金融商品については、技術革新による新商品の開発とそのプライシングの進展が各銀行の競争力の源泉であり、前もって会計基準設定主体や規制当局、業界団体等が時価の算定方法をもらさず定めるということは不可能かつ不適當であろう。したがって、幅広く時価評価を行うことにより金融取引の業績を測定するためには、取引所価格のような一律の時価のみではなく、各銀行独自の時価算定方法を時価評価の枠組みの中に組み込む必要があると考えられる。そして、その時価の適正さに関しては、最終的には、外部監査人がチェックすることが望ましいであろう。

なお、一方で、外部監査人が時価算定過程のすべてを監査することを求めることは負担が大きいほか、独自のプライシングを行わない先もあろう。これらについては、現実との橋渡しとして、新外為経理基準で実務的にもなじみのあるレファレンス・バンク制度を整備することも一案であろう。新外為経理基準では、先物為替（フォワード）、店頭通貨オプションについて、レファレンス・バンクの公示値によって与えられた直先スプレッドや円金利、ボラティリティにより各行毎に算出した時価で評価することとなっている。通貨関連以外の店頭派生商品についても、時価算出のための主要な要素をレファレンス・バンク制度によって公示することで、時価の客観性に対する信頼を形成したり、時価算定のコストを軽減することが可能となるのではないだろうか。ただし、この場合も、レファレンス・バンク制度による平均値以外はいまだに認めないというのではなく、独自の見積り方法を選択した場合には、それを財務諸表の注記において開示し、その適正性について外部監査人のチェックを受けることとすれば、各銀行における独自の金融技術開発を阻害することは防げるのではないかと考えられる。

いずれにしても、時価が公正価値であることへの信頼を確保しつつ、各銀行による見積り価格を時価に取り込んでいくための検討が必要であると思われる。

(4) 個別金融商品における時価評価の問題

金融商品を時価評価することにより銀行の財務内容の実態を開示するためには、できるだけ広い範囲の金融商品を時価評価の対象とすべきであるが、(1)でみたように金融商品自体の性質から時価評価することになじまない

もの、時価評価が時期尚早であるものがある。¹⁶⁾そこで、以下では、イ．で現状では時価評価がなじまない金融商品について若干包括的に検討した後、ロ．以下で個別の金融商品についてその時価評価の問題点等について述べる。

イ．現状では時価評価がなじまない金融商品

(イ) 市場における時価の把握が難しい金融商品

十分に厚みのある市場において取引が活発に行われ、時価の公示方法も十分である金融商品は、market valueをfair valueとみなして時価評価することが容易であるが、取引が低調で時価が把握しにくい金融商品については個別に検討する必要がある。例えば、非公開株式等は、時価評価の対象から外すことが適当である。しかし、fair valueの把握の可否は取引所への上場や証券業協会の店頭基準気配銘柄の公表の有無により形式的に決定されるものではなく、店頭金融商品や個々の金融商品への投資の総体である信託商品等についても、広く時価評価を行うことにより、市場で十分に裁定が働き、公正な時価が成立することを促進することができるということを念頭

において時価評価の対象を検討すべきである。

(ロ) 短期の金融商品

時価情報通達では、残存期間1年未満の非上場債券については、証券業協会により店頭基準気配が公表されていないこと、これらの債券は短期金利に連動して時価が変動するが、どの短期金利を選択するかによって時価が異なることなどを理由に、時価開示の対象から除かれている。しかし、残存期間1年未満の金融商品の中にも、短期割引国債(TB)のように、活発にトレーディングされている商品もあることから、これらを時価評価の対象とすべきであろう。

一方、ごく短期の金融商品は、時価と原価の乖離が小さく、取得原価を時価とみなしても、財務諸表の利用者にとってミスリーディングとなる惧れはないと思われる。もっとも、具体的にどの程度の期間で区切るべきかという点は、一概には決められないであろう。FASBでは、「現金およびその等価物」の定義を「①いつでも一定額の現金に換金できること、②満期までの期間が短く(3か月以内)、金利変動によ

16) 時価評価すべきかどうかではなく、金融商品であるかどうかがあいまいである商品として、コモディティ関連商品がある。コモディティ関連商品は、市場取引により相場が変動するという点で、市場型の金融商品と非常に近いが、決済がコモディティ自体で行われる場合には、その履行の容易さという点で、保有主体による差異があると考えられることから、金融商品と同様に扱うことは問題がある。一方、決済が必ずコモディティ相場に従って決定される金額の金銭により行われる場合は、コモディティがインデックスとして使われているに過ぎず、他の派生金融商品と同様、保有主体による差異はないから、これを金融商品として取り扱ってよいと思われる。決済が商品または金銭で行われるコモディティ関連商品については、会計主体にどちらかを選択するオプションがある場合には、この商品には少なくとも金銭で決済される場合以上の価値がある(金銭決済が有利ならばこれを選択するであろうし、商品決済が有利なためそちらを選択する場合にも、少なくとも金銭決済以上の価値はある)ため、金銭決済を前提に時価評価してよいであろう。なお、商品による履行の容易さが主体によって変わらない場合もあると考えられ、コモディティ関連商品についてもその性質により金融商品に関する議論がそのまま当てはまる場合がある。

る価値変動のリスクが小さいこと」(FAS 95号)としたうえで、期間の区切りを概ね3か月としているようであるが(その背景には、四半期毎に会計報告がなされる点も影響していると考えられる)、わが国における短期金融商品の時価評価を考えるうえでも参考となろう。

(イ) 貸出金

a. 貸出金の時価評価の是非

貸出金については、資産・負債の統合管理が進展する中、市場金利の変化による貸出金利収入の変化に対し派生金融商品を用いたヘッジが行われており、貸出を含めた資産・負債を総合的に時価評価することが、決算基準時点における経営実態を十分財務諸表に表すことにつながるという主張がある。

しかし、貸出金は、貸付当初の審査やその後の管理を必要とする点を考慮すると、営業活動と結びついた営業資産としての性質があり、他の金融商品と同様には扱えない面があると思われる。また、わが国では、現状、貸出債権の流通市場がほとんどなく、見積り価格により貸出金の時価評価を行うとしても、借り手の信用リスクを反映すべきか、仮に反映するとすればどのように反映すべきかという点が問題となるほか、借り手は、期限の利益を放棄して期前返済することが可能であり、それをどう評価するかについても十分議論されていない。このような点から、貸出金の時価評価導入は時

期尚早であると考えられよう。

なお、流動化され、市場で取引されている貸出債権については、前述のような営業資産としての性質を失っているため、証券が発行されているかどうかにかかわらず、買い手の側では時価評価すべきであろう。

b. 不良貸出債権の引当処理

現時点では貸出金を時価評価しないとしても、貸出債権の信用リスクが顕現化した場合には、貸借対照表上の債権額が回収できる可能性が低下したのであるから、適切な引当処理により、債権の毀損部分について財務諸表上表示することが重要である。¹⁷⁾わが国では、広義の貸倒引当金制度として、債権の一定割合を計上する狭義の貸倒引当金、貸出金償却として貸借対照表から落とすまでに至らない場合の債権償却特別勘定(有税、無税)、カントリーリスク債権に対する特定海外債権引当勘定がある。このうち、無税繰入分については税法上の判断に従い計上することとなるが、有税繰入分も各銀行の独自の判断により計上することが可能なのであるから、市場からの信認維持のためにも、当該債権の fair value 表示を推進していくことが必要であろう。

(ニ) 負債

社債、預金等の負債についても、時価評価すべきかどうかについて議論がある。例えば、固定金利の調達と運用がほぼ見合っている場合に、資産のみを時価評価したな

17) FAS 114号(「貸付債権の価値の減耗に係る債権者の会計」)では、価値の減耗の生じている債権につき、①予想される将来のキャッシュフローを当該貸付の実効金利で割引いた貸付債権の現在価値、またはより実際的な方法として、②貸付債権のより客観的な市場価格、もしくは担保を処分しないと返済を受けられない貸付債権の場合には担保の適正価格で評価するとしており、評価替えのかたちで貸出の時価評価的な要素を導入している。

らば、市場金利の変動に伴って、実際には発生していない損益が計上されることになる。このため、資産側で幅広く時価評価を行うならば、これらの負債についても時価評価の対象としなければ、会計主体が資産・負債を総合的に管理している財務状況の実態が財務諸表に表れず、利用者にとってミスリーディングであるとする主張がある。¹⁸⁾とくに、社債については、資産側で時価評価の対象となるという点との平仄も考慮する必要性が指摘されている。

しかし、負債の時価評価の手法については確立しておらず、時価の客観性については疑問があるとして時価評価は時期尚早であるとする見解も有力である。例えば、ある会計主体の信用リスクが増大した場合等にはその会計主体が発行した社債の市場価値は目減りするが、この場合の時価を市場価格と考えるか、それとも債務額の現在価値と考えるか議論がある。市場価格とする考え方は、社債の市場価値が下落した場合には、企業にとって有利な価格で市場からの買入消却や繰上償還を行なうことにより債務額を減少させることができるから、企業にとっての当該社債の価値は市場価格に等しいとする。一方、債務額の現在価値とする考え方は、債務免除等を受けない限り当該主体の負う債務額自体は減価されず、当該主体の信用リスクの増大を負債の時価に反映すべきではないことを根拠とする。この場合には、債務の元本と利子を区別せ

ずにひとつのキャッシュフローと考え、その合計を市場金利で割り引いた割引現在価値が時価とされ、負債としての時価は資産としての時価とは異なるとする。また、デフォルト時における企業にとっての負債の評価は、債務額面そのものであることから、（割引現在価値に引き直されていない）債務額面表示も時価という可能性もある。このように、負債の時価の概念については、十分議論が尽くされているとはいいがたい。したがって、負債の時価評価については、さらに検討が必要であり、現段階では、一応時価評価にはなじまないとするべきではないかと考えられる。

もっとも、負債の中には、市場における時価での取引を前提として創出される負債も存在する。例えば、先物の売建玉や、売建オプション、スワップ債務は、負債の形をとってはいるが、時価（再構築コスト）でいつでも売戻しまたは買戻しが可能である。こうした「負債」は、同一の取引の会計処理における一貫性を維持するためにも、「資産」と同様時価評価の対象とすべきである。

ロ. 有価証券

(イ) 私募債

a. 地方債、政府機関債

地方債の中には、公募債と私募債（縁故債）があるが、公募地方債の中でも発行額の大きさや発行体の知名度等により、活発に取引されている銘柄とそうでない銘柄が

18) 米国では、有価証券の時価評価について規定した FAS 115号制定後、例えば10年物国債を10年物 CD による調達と見合いで所有している場合に、国債のみを時価評価する結果、金利の上昇によって損失が認識されてしまうことから、生命保険会社等により、有価証券購入のための負債に対する時価評価導入の必要性が主張されている。もっとも、その場合には、運用と調達の関連性をどの程度特定すべきかといった問題がある。

ある一方、私募地方債の中にも、公募債を発行している地公体発行の私募債は公募債に準じて店頭市場で取引されている銘柄があり、それらは時価評価の対象となりうると思われる。そうでない私募地方債は実質的に貸出に近いものが多く、貸出についての議論がほぼ妥当するため、時価評価にはなじまないといえよう。政府機関債についても、政府保証のない私募債の状況は地方債に類似している。したがって、時価評価の対象については、私募債を一律に時価評価の対象としないのではなく、市場で取引されている銘柄か、また、市場で取引されている銘柄から類推して時価を算出することが可能か、それとも債券の形をとっていても貸出類似のものかどうかにより、時価評価の適否を検討するべきである。

b. 仕組債

仕組債は、派生金融商品等を利用して通常の債券とは異なるキャッシュフローを特定の投資家向けに作った私募債（多くはユーロ債）であり、海外の取引所に形式上上場されているものもあるが、それ自体では市場における流動性がなく、市場価値で評価するのは難しい。しかし、仕組債は多くの場合、オプションやスワップ等、時価評価の対象となる金融商品の組合わせであり、その構成を十分把握していれば、実質

的な経済価値の把握も困難ではないと考えられよう。市場価格が公示されていないからこそ、その時価やリスクを十分把握する必要性はむしろ高いと思われる。

(ロ) 借入（貸出）有価証券

債券の貸借には大きく分けて、①空売りの玉手当てとして行われる債券貸借（消費貸借）と、②担保提供または長期資金調達目的で行われる貸付有価証券（賃貸借または使用貸借）の2種類がある。①の会計処理については、借入れ側では借入有価証券として額面金額により計上する一方、貸付け側では、経理処理を行わない。一方、②では、借入れ側は、借入有価証券債務（資産側ではそれ見合い分を「有価証券」に合算して計上）として借入れ時の時価により評価し、貸付け側は、「有価証券」と同様の評価基準により評価することとなっている（第2表参照）。長期資金調達目的の場合には、貸付期間は満期償還時までが多く、借入企業は借入有価証券を売却して資金調達したうえで、品借り料＋クーポン収入を銀行に支払い、債券の満期時には現物の代わりに債券額面額相当の現金を銀行に返済する。

貸付有価証券の貸付側は、保有資産の時価変動の危険を負っているため、他の保有有価証券について時価評価を導入する場合には貸付有価証券も時価評価すべきであるが、貸付

第2表 債券貸借取引の現行の会計処理方法等

貸借取引の種類	法的性質	会計処理等	
		貸付側	借入れ側
債券貸借取引 ＜玉手当て＞	消費貸借	経理処理は行わない	額面金額
貸付債券取引 ＜担保提供＞ ＜長期貸出＞	賃貸借または 使用貸借	他の保有債券と同じ 処理	（一般企業等） 借入時の時価または 額面金額

期間が満期償還時までの場合、貸付側は価格変動リスクを負わず、満期時には額面相当額を受け取るのであるから、時価評価する必要はないと思われる。一方、借入側については、少なくとも消費貸借の場合には、借入側が時価の変動による危険を負っており、これまでのような額面金額表示が適当かどうか検討する必要がある。

ハ. 証券投資信託、金銭信託¹⁹⁾

証券投資信託の中身は、個々の有価証券等への投資の集合であり、「ユニット型（信託期限付き・追加設定なし）」、「オープン型（信託期限なし・追加設定あり）」のいずれの投資も、時価および規定の手数料を支払えばいつでも解約・買取りが可能であるため、それぞれの有価証券等を時価評価することにより、投信受益証券全体を時価評価することが可能である。それぞれ決算は年1、2回であることが多いが、時価は公表（オープン型は毎日、ユニット型は週1回程度）されており、これにより時価評価できよう。なお、クローズド期間がある場合には、原則としてその期間中の解約が禁止されているが、この場合も解約手数料支払い等により解約は可能であるため、時価から解約手数料を差し引いた価額により評価するべきである。

流通を予定していない信託商品についても、主として有価証券投資を目的とした「特金（特定金銭信託—委託者または投資顧問会

社が運用方法を特定する信託）」や「ファントラ（ファンド・トラストの略、金銭信託以外の金銭信託〈信託契約終了時に信託財産を現状交付する〉のうち、信託銀行に運用の裁量があるもの）」は、実態は個々の金融商品への投資の総体であるため、時価評価が可能と思われる。特金、ファントラともに、通常年2回の決算期のほか、毎月末信託財産の時価を信託銀行が委託者に報告しているため、この時価を用いることができよう。

ニ. 派生金融商品

(イ) 個別派生金融商品についての問題

a. 先物、先渡取引（フューチャー、フォワード）

上場先物（フューチャー）については、取引所に取引が集中されていることから、取引所価格により時価評価することが比較的容易である。²⁰⁾

フォワードのうち、通貨フォワードについては、前述の新外為経理基準により、すでに銀行では時価評価が行われている。また、1994年10月より国内市場での取引が開始された金利先渡取引（FRA）についても、情報端末に提示される業者間レート等により、時価の把握は可能であろう。

b. オプション

上場オプションについては、先物同様、取引所価格による時価の把握には問題が少ないであろう。店頭オプションについては、

19) これらの時価情報開示については、前述の時価情報通達により、クローズド期間中のものを除く投資信託の受益証券の時価情報が開示されているが、金銭信託については、時価開示の対象とされていない。

20) わが国では、上場先物（オプションも同様）については、取引所の値洗制度が存在することから日々損益が実現しているとみなせるため店頭商品とは異なるということを根拠に、上場先物・オプションにのみ時価評価を導入すべきとの議論がある。しかし、前述のように、時価評価の根拠は、金融取引の業績を適正に測定し、貸借対照表を実態に近づける点に求められると考えるため、相互に裁定の働いている金融商品のうち、値洗制度の有無のみを根拠に時価評価の可否を決めることはできないといえよう。

取引種類が多いため、取引量の多いものは、業者間価格等により市場価値の把握が比較的容易であるが、そうでない取引については時価の見積り方法における各銀行の差異が問題となる。

例えば、ボラティリティの推計方法、行使期間の日数計算（営業日ベースか、カレンダー・ベースか）によってボラティリティは異なるほか、ATM（at the money：原資産の時価と権利行使価格とが等しい状態）と OTM（out of the money：原資産の時価に対して権利行使価格がコール〈プット〉オプションの場合に高い〈低い〉状態）、ITM（in the money：OTM の逆の状態）におけるボラティリティの差（コール・プットとも OTM のボラティリティが ATM のそれより高い「スマイル」現象があることが多い）をどう勘案するかという問題もある。また、そもそも評価モデルとして何を選択すべきかという問題も存在する。²¹⁾

こうした問題を克服し、fair value への信頼性を確保するために、各銀行における時価の見積り方法について、外部監査人によるチェックが十分機能することが必要である。

因みに、現在時価評価の行われている通貨店頭オプションについても、レファレンスバンク制度がすべてのボラティリティを

カバーしているわけではないが、公示されていない取引についても、各銀行が市場実勢相場のエビデンスを外部監査人に提示する等により時価評価を行っているようである。

c. スワップ

スワップも店頭取引であり、現状では発生主義により収益が認識されているが、割引現在価値の計算により、時価評価することが可能である。

割引現在価値の算出に使われるスポットレート（割引債の複利利回り）については、短期金利に金利先物レートを併用するかどうか、線形近似したスポットレートから算出したフォワードレートのイールドカーブをスムージングさせるかどうか等技術的な違いはある（なお、時価の算出に割引現在価値計算を必要とする長期の金融商品にはすべてこの問題が生じうる）が、観察できる円キャッシュレートおよびスワップレートを使って線形近似するのが基本型であり、その他はその変型にすぎないことから、客観的な時価算出は比較的容易かと思われる。

(ロ) 派生金融商品の開示

派生金融商品は、もともと財務諸表上にリスクが十分現れない取引であるだけに、時価評価とともに財務諸表外における開示を充実させることが重要である。²²⁾ 具体的な開示内

21) オプションの評価モデルとして最もよく知られているブラック・ショールズ・モデルは、安全利子率一定、原資産のボラティリティ一定等のいくつかの仮定をおいていることによる限界があり、正確なプライシングを行うために、金利や原資産のボラティリティの期間構造等を勘案したイールド・カーブ・モデル等も使用されている。

22) 94年10月に公表された FAS 119号は、派生金融商品全般に関する開示基準であり、公正価値、想定元本等の開示を義務づけているほか、派生金融商品の市場リスクに関する定量的情報（ギャップ分析、センシティブティー、value at risk 等）の開示が奨励され、トレーディング目的以外の派生金融商品については、利用目的や利用方針、具体的な会計処理方法、予定取引に関する情報等の開示が求められている。

容としては、①リスク管理手法（リスクテイクに関する経営者の方針、リスク管理の手法・体制等）等についての説明、②信用リスク・市場リスク等についての定量的な開示（想定元本、再構築コスト、value at risk²³⁾等）がある。

この分野においては、リスク管理手法が常に進展しており、規制により開示項目を定めるよりも、各銀行の創意工夫が自主的に開示に盛り込まれることが望ましいであろう。

4. おわりに

これまで、銀行会計における時価評価導入の実務的な諸問題を扱ってきたが、実際に時価評価を導入するためには、本論文で取り扱った諸問題についてさらに具体的な検討が必要であるほか、各金融商品市場における時価情報へのアクセス手段等も整備する必要がある。本論文で検討した時価評価の方法は一つの試案であり、ほかにも様々な方法があると考えられることから、今後とも時価評価の具体的な方法について広く議論されていくことが望まれる。

会計の役割は、その会計基準が適用される企業間において比較可能な形式により、ある期間、ある時点における企業の業績を測定す

ることおよび財務状況を開示することであり、そのために適切な会計基準を設定していくべきであるが、この会計情報のみでは、市場参加者が必要としているリスク情報を伝達するには十分とはいえない。会計主体がさらされているリスク・エクスポージャーや、ヘッジ取引の実態、リスク管理状況、リスク管理のパフォーマンス等、会計情報によって把握できない情報については、会計主体の内部管理の進展に合わせて、自主的なディスクロージャーを進めていく必要がある。最近発表された BIS ユーロカレンシー・スタンディング委員会のディスクロージャーに関する報告書（フィッシャーレポート）では、派生金融商品等の金融取引のイノベーションに対応した市場リスクおよび信用リスクに関するディスクロージャーを、金融機関自身のリスク管理の手法に則して自主的に進めて行くべきであると述べている（同レポートは、日本銀行月報1994年11月号に訳出されている）。

すなわち、開示は単なる会計の補完だけではなく、会計と開示は、積極的にそれぞれの役割を果たす必要がある。会計と開示の充実による市場のインフラ整備が、わが国の市場の発展にとって、現在最も重要な課題であると思われる。

23) value at risk とは、市場リスク量として「特定の期間中（商品の平均保有期間〈債券 1 ヶ月、為替 2 週間など〉を用いる場合が多い）に、特定の確率の範囲内において、市場が不利に動いた場合に予想される損失額」を算出するもの。value at risk を用いるメリットとしては、①想定元本では把握できない、ポジションに内包されたリスクが実額で把握でき、自己資本・期間収益等と比較できること、②異なる商品間のリスク量が集計できること、③リスクとリターンを考慮しながら資源の配分ができること等が挙げられている。もっとも、問題点として、①実際の価格変動が想定している確率分布に従うか否か定かではないこと、②算出に用いるパラメータ（ポジション保有期間、ボラティリティ、相関係数の計測期間等）の設定によって数値が異なってくること、③中小金融機関が現時点で導入するには未だスキルおよびコスト等の面で困難であること、等が指摘されており、今後検討を重ねていく必要がある。

付録1. 主要国における金融商品の 会計・開示基準の動向

(1) 米国における金融商品会計プロジェクト の動向

米国では、会計基準設定主体である FASB が、1986年から金融商品プロジェクトを開始し、金融商品全般についての会計・開示基準の設定を始めており、これまで、5つの財務会計基準書（Statement of Financial Accounting Standard, SFAS）が発表されている（銀行のみでなく一般企業にも適用）。

なお、米国では、銀行監督当局、証券取引委員会（SEC）、議会、投資家団体等、多方面に亘って派生金融商品に関する開示や会計処理、規制等が関心を呼んでおり、さらに FASB は、派生金融商品、証券化商品の会計基準や、ヘッジ会計についての包括的な基準等を整備していく方針である。

▽ FASB の金融商品プロジェクト関連会計 基準

- 90年3月 FAS 105号「オフバランスシートリスクのある金融商品と信用リスクの集中している金融商品についての情報開示」
 - ・ 財務諸表上表示されていない会計上の損失リスク（オフバランスシートリスク、ここでは信用リスクと価格リスク）を有する金融商品および特定の相手方に信用リスクが集中している金融商品についての開示について規定。
 - ・ 開示内容は、①金融商品の額面、契約額、または想定元本、②金融商品の内容、条件、信用リスク（再構築コスト）および市場リスク（定性的開示のみ）、所要現金、それに関連する会計方針、担保、③（信用リスクの集中について）相手方

の営業活動、地域、経済的性質等。

- 91年12月 FAS 107号「金融商品の公正価値（fair value）の開示」
 - ・ オンバランス、オフバランスを問わず、すべての金融商品の公正価値の開示について規定。
 - ・ 公正価値のほか、公正価値の見積りに使用した方法と重要な仮定事項、公正価値の見積りが不能であった金融商品については、帳簿価額や利率等の情報とともに見積りが不可能である理由を開示。
- 93年6月 FAS 114号「貸付債権の価値の減耗に係る債権者の会計」
 - ・ 多数の小口・同質の債権の集合（クレジットカード債権等）、低価法が適用される貸付債権等を除く、すべての債権価値の毀損した貸出債権の評価基準を規定。評価額としては、①予想されるキャッシュフローの割引現在価値（当該債権の実効金利を使用）、②市場価格、③担保を処分する必要がある場合は担保の市場価値を使用。
- 93年6月 FAS 115号「負債及び持分証券への投資の会計」
 - ・ 負債証券、持分証券有価証券について、保有目的にしたがって時価評価を導入。
 - ・ ①トレーディング目的の場合は時価評価し、評価損益を当期利益に算入、②売却可能証券（Available-for-Sale）は時価評価し、評価損益を株主資本の部に算入、③満期まで保有する意思と能力のある証券は、アモチゼーション、アキュムレーションを行った原価評価。
- 94年10月 FAS 119号「派生金融商品の開示と金融商品の公正価値」
 - ・ 派生金融商品の総合的な開示および金

融商品の公正価値の開示手法の改善について規定。FAS 105号の開示対象外であった派生金融商品(買建オプション等)も対象としている。開示内容は、派生金融商品をトレーディング目的とその他の取引目的に分け、①トレーディング目的のものについては、金融商品種類別の公正価値の期末値、期中平均値、損益(商品種類別、業務分野別、リスク種類別等、管理の実態に整合的な形式で開示)、契約金額、想定元本、②その他については、契約金額、想定元本(商品種類別、業務分野別、リスク種類別等、管理の実態に整合的な形式で開示)、公正価値等。また、開示の奨励されている事項として、全取引につき、市場リスクに関する定量的情報(マチュリティ・ギャップ、デュレーション、value at risk 等)等が挙げられている。

(2) IASの金融商品に関する公開草案

IASでは、1991年公表の公開草案E40号「金融商品」を経て、本年1月にその改訂版である公開草案E48号を公表、現在コメントをとりまとめている。IASについては、IOSCO(証券監督者国際機構)が、企業の海外市場での資金調達においてIASの使用を認める方針にあり、今後国際会計基準として実質的に機能する可能性があることから、わが国での関心も高い。

▽公開草案E48号の主な内容

- ・金融商品を包括的に定義(本文参照)
- (会計処理)
- ・標準的会計処理…長期または満期まで保有される金融商品は原価評価。
ヘッジ目的の金融商品はヘッジ対

象と損益の認識時点を合わせる。
上記以外の金融商品は時価評価され、評価損益を当期利益に算入。

- ・代替的会計処理…すべての金融商品について公正価値で評価し、評価損益を当期利益に算入。

(開示)

- ・将来のキャッシュフローに影響のある金融商品の範囲と内容に関する情報、および認識、測定および表示基準について採用された会計方針と方法。
- ・金融資産、負債のそれぞれの種類ごとに、金利リスク、信用リスクのエクスポージャーに関する情報。公正価値、価値の減耗、将来取引のヘッジに関する情報(予定取引の内容、繰延損益等)等。

(3) その他の国々の動向

イ. 英国

銀行の会計基準については、GAAPのほか、英国およびアイルランドの銀行協会によりSORP(会計実務勧告書)が発出されている。有価証券のうち短期投資は時価評価(市場価値、市場価値が公示されていないものは経営者の見積り価値)、長期投資は原価評価されているほか、ヘッジ目的証券はヘッジ対象と認識を合わせている。派生金融商品の会計基準については、1991年発出のSORP「オフ・バランスシート商品および他のコミットメントおよび偶発債務」により、トレーディング目的の場合は時価評価し損益を利益に算入し、ヘッジ目的の場合はヘッジ対象に評価基準を合わせるものとされている。派生金融商品の開示については、契約額または想定元本のほか、リスク・アセット相当額、再構築コスト、オフバランス商品の集中の状況等を

開示すべきとされているほか、各金融機関が自主的に記述の開示等を検討すべきとしている。

ロ、フランス

一般企業会計とは別に、フランス銀行委員会が銀行の会計基準を設定している。有価証券はトレーディング目的、売買目的（6か月以上保有）、投資目的に分けられ、トレーディング目的は時価評価し損益を利益に計上、売買目的は時価評価するが評価益は利益に算入しない、投資目的は原価評価、とそれぞれ会計処理が異なっている。派生金融商品は、トレーディング目的と金利・為替エクスポージャー管理目的とに分けられ、前者は時価評価し損益を利益に算入するが、後者は発生主義で損益を計上する。なお、ヘッジ会計も導入されている。開示については、派生金融商品の想定元本のほか、リスク管理手法等定性的情報について開示することを義務付けられているほか、自主的開示としては、ファクター・センシティブリティ等の定量的情報を開示している銀行もある。

ハ、ドイツ

1990年の銀行会計指令法、1992年の銀行会計規制により銀行会計基準が策定されており、有価証券は、トレーディング目的とそれ以外に分け、いずれも取得原価の移動平均価格か市場価格のうちの低い方の価額により評価している。派生金融商品については、トレーディング目的、ヘッジ目的に分けられ、トレーディング目的の場合は時価評価、ヘッジ目的の場合はヘッジ会計が適用される。なお、未実現評価益は損益には算入せず、資本の部に計上している。派生金融商品の開示については、先物、オプション、スワップについて、取引を行っている事実、取引目的の記述を義

務づけている。自主的には、取引目的別の想定元本、信用リスク額、時価等を開示している銀行もある。

付録2．銀行会計における時価情報

現在、有価証券報告書では、市場性ある有価証券および上場先物・オプションの時価情報が財務諸表本体とは別に開示されているが、銀行会計についてこれらを時価評価したとすると、貸借対照表、損益計算書にはどのような影響があるであろうか。以下では、銀行の有価証券報告書に開示されている財務諸表、時価情報等を基に、時価情報の銀行会計に対する位置付けをみていくこととする（以下、特に断りのないものは平成5年度有価証券報告書より作成）。

(1) 貸借対照表と時価情報

銀行の資産・負債構成をみると、一般企業に比べて負債比率が高く、自己資本比率が低い点で特徴がある（第A-1表）。第A-2表により都銀の資産、負債の内訳をみると、貸出、預金がそれぞれ総資産の6～7割を占めるが、他の項目も、有価証券、支払承諾（同見返）、コールマネー等金融資産・負債であり、金融商品がバランスシートのほとんどを占めていることがわかる。

都銀の資産に占める貸出の比率は、年々上昇しているが、投資有価証券の比率はここ数年資産の1割強と安定している（第A-1図）。

都銀の有価証券の時価の開示率（第A-2図）をみると、商品有価証券では簿価のうち8割以上が開示されていないが、これは、TB、FB等の開示対象外債券の保有比率が高いためであると考えられる。このためもあって、

金融研究

商品有価証券は、開示分のみでは時価と簿価の差がほとんどない。一方、投資有価証券は、簿価の8割近くが開示されており、時価評価すると簿価を3割近く押し上げることになる。なお、上場先物についてはすべて時価情報が開示されているが、オプションについては、店頭オプションのうち、金利オプションのプレミアムの簿価が開示されていない（時

価評価されている通貨オプション、債券オプションについては簿価を開示）ため、時価開示率は不明である。また、スワップについては、資金収支におけるスワップ収益・損失が損益計算書に計上されているのみで、取引額に関する指標（想定元本等）、時価情報とも開示されていない。

第A-1表 産業別主要企業負債・資本比率（93年度）

	負債：資本
全産業（金融を除く）	71.9%：28.1%
非製造業（　　）	80.7%：19.2%
製造業	61.2%：38.7%

都市銀行.....92.8%：7.2%

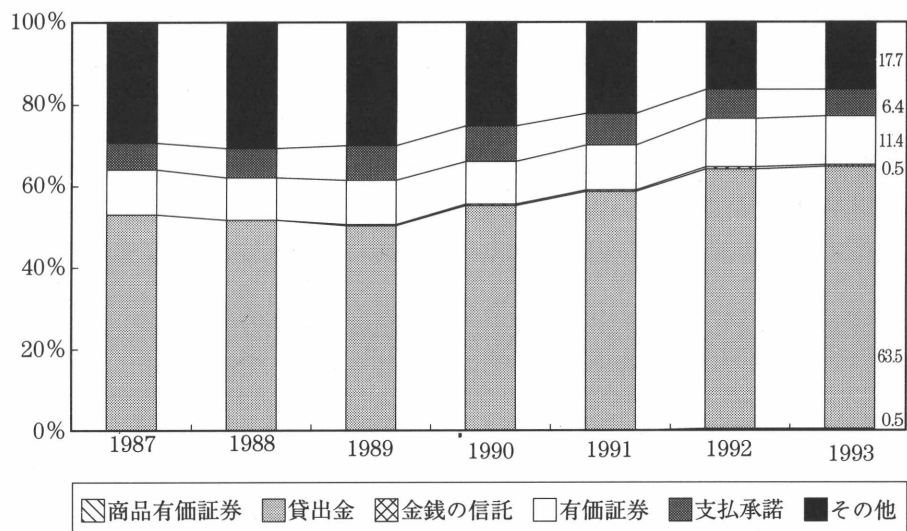
（日本銀行：主要企業経営分析）

第A-2表 都市銀行の資産・負債および資本の割合（93年度都銀合計）

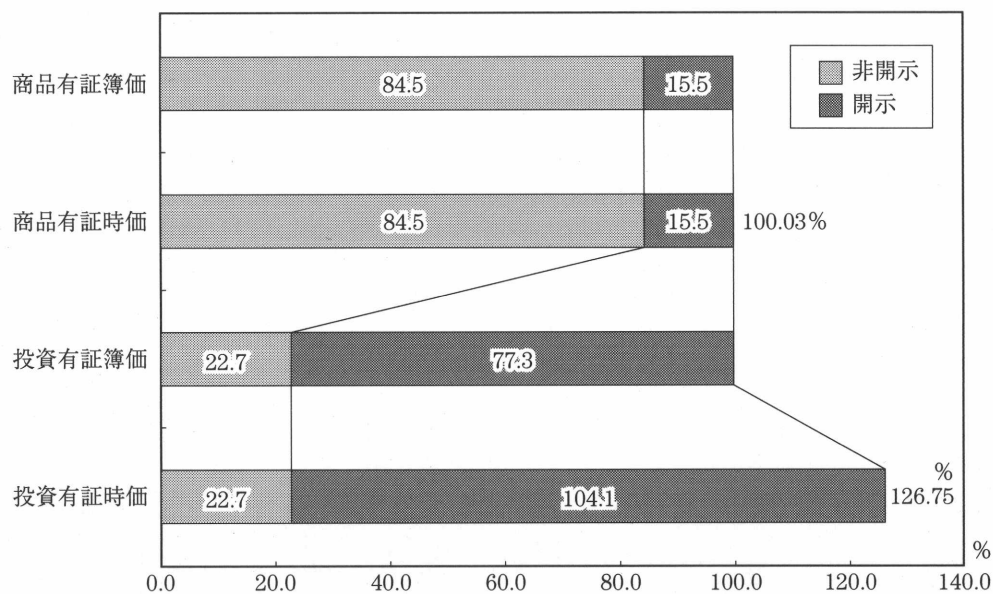
貸出（63.5%）	預金（67.0%）
預金預け金（13.4%）	コールマネー（7.6%）
有価証券（11.4%）	支払承諾（6.4%）
支払承諾見返（6.4%）	譲渡性預金（4.9%）
外国為替（1.2%） コールローン（0.7%） 動産不動産（0.6%） 商品有価証券（0.5%） 金銭の信託（0.5%） その他（1.8%）	借入金（3.8%）
	売渡手形（1.6%） 貸倒引当金（0.8%） その他引当金（0.1%） 外国為替（0.3%） その他負債（0.3%）
	資本金（0.9%） 法定準備金・剰余金等（6.3%）

金融商品の時価評価導入の可能性について

第 A - 1 図 都銀資産構成比率の推移



第 A - 2 図 商品有価証券および投資有価証券の時価開示率（簿価＝100％）
＜1993年度都銀合計＞



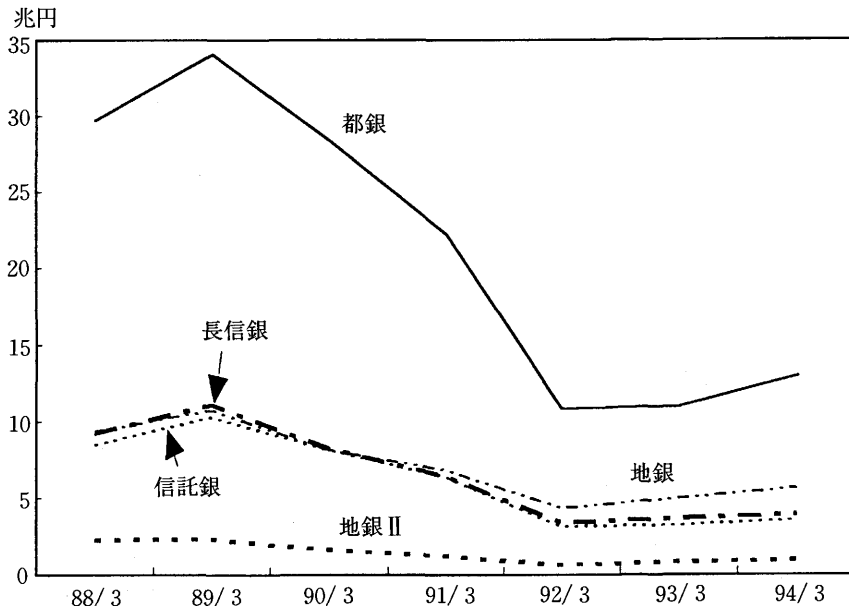
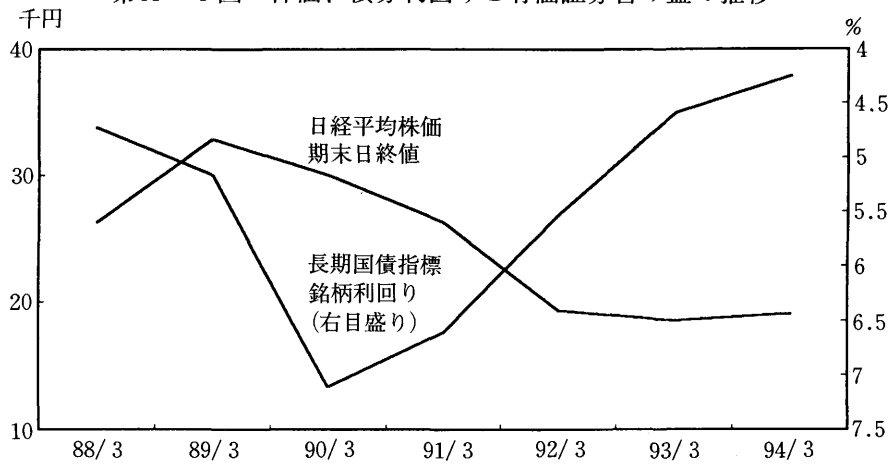
(2) 有価証券の含み損益の推移

5 業態の有価証券の含み益（ネット）の総額および含み益の対総資産比率は、ほぼ日経平均と平行に推移し、89/3 月期から92/3 月期にかけて急激に落ち込んだ後、ここ3 年程は横ばいとなっており、業態間格差は縮小している（第A－3 図、第A－4 図）。この間、有価証券簿価総額は大きく変化してお

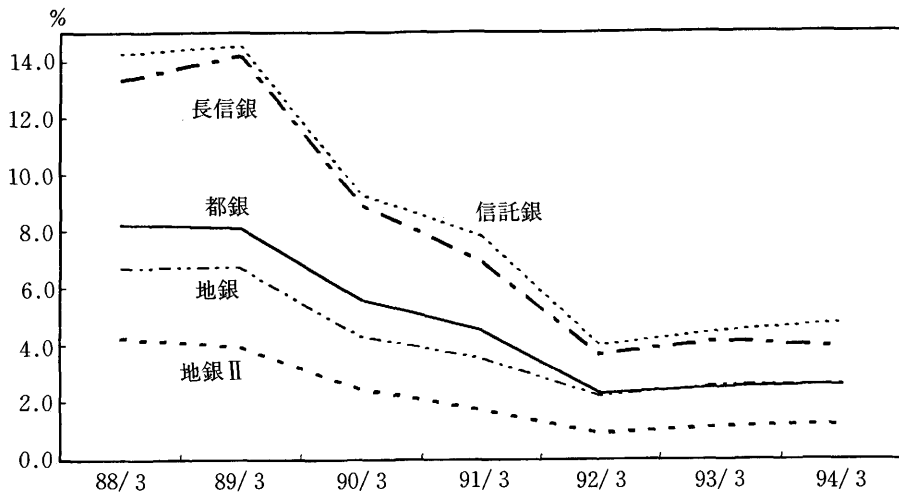
らず（第A－5 図）、含み益の対簿価比率も含み益総額と同様の動きをしている（第A－6 図）。

有価証券含み損益中の株式の比率は極めて高い（第A－7 図）。株式以外で含み損益の変化が激しいのは、投資勘定の国債である（第A－8 図）。

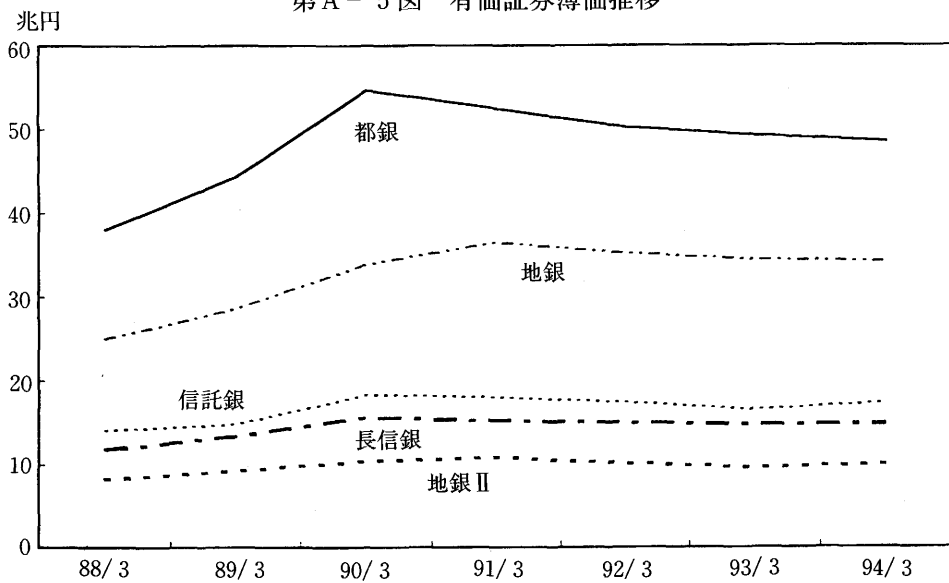
第A－3 図 株価、債券利回りと有価証券含み益の推移



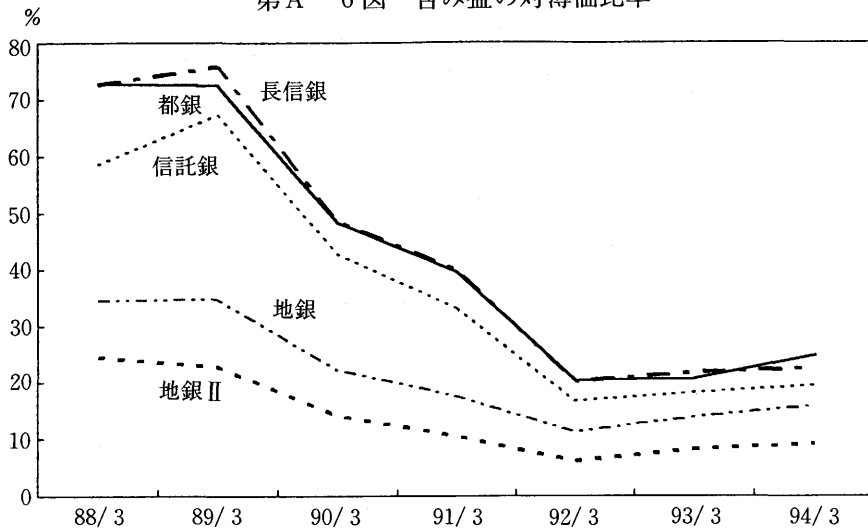
第 A - 4 図 有価証券含み益対総資産比率



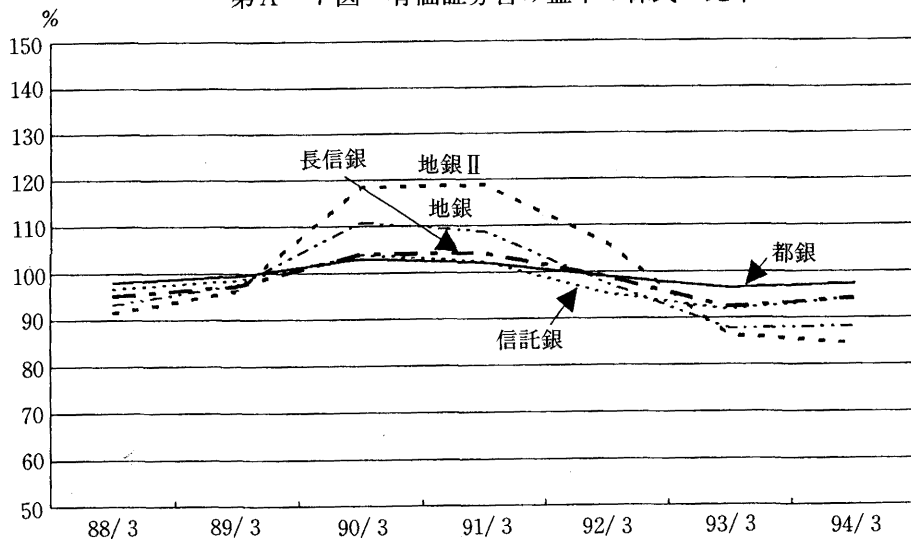
第 A - 5 図 有価証券簿価推移



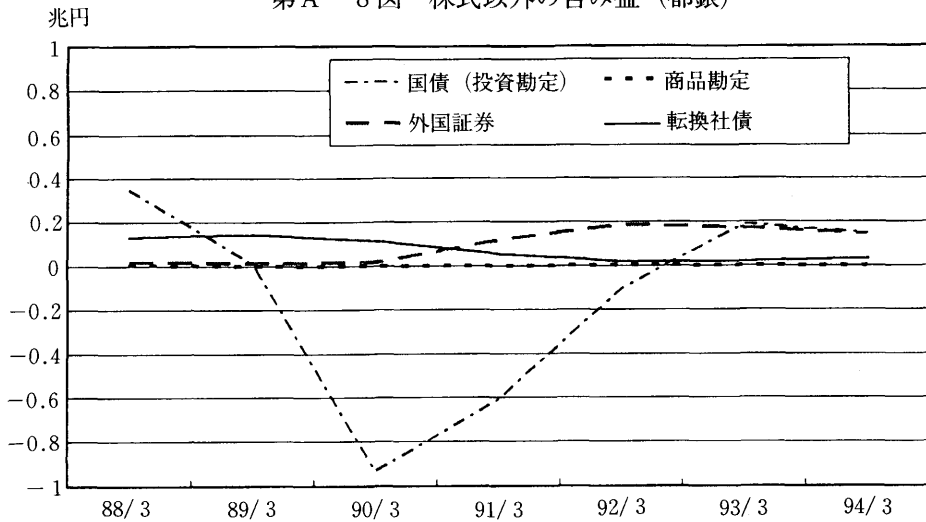
第 A - 6 図 含み益の対簿価比率



第 A - 7 図 有価証券含み益中の株式の比率



第 A - 8 図 株式以外の含み益（都銀）



(3) 利益と有価証券関係損益

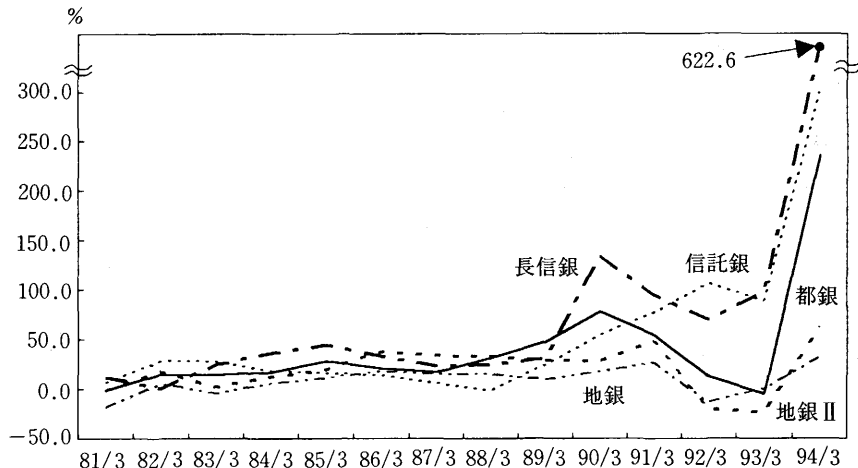
税引き前当期利益に占める有価証券関係損益（有価証券売買損益、同償還損益、同償却の合計で、インカムゲインは含まない。派生商品関連損益は債券先物関係損益のみを含む、以下同じ）の割合をみると、94/3月期は、一部の業態で比率が急上昇している（第A-9図）。

都銀の有価証券関係損益の内訳をみると、

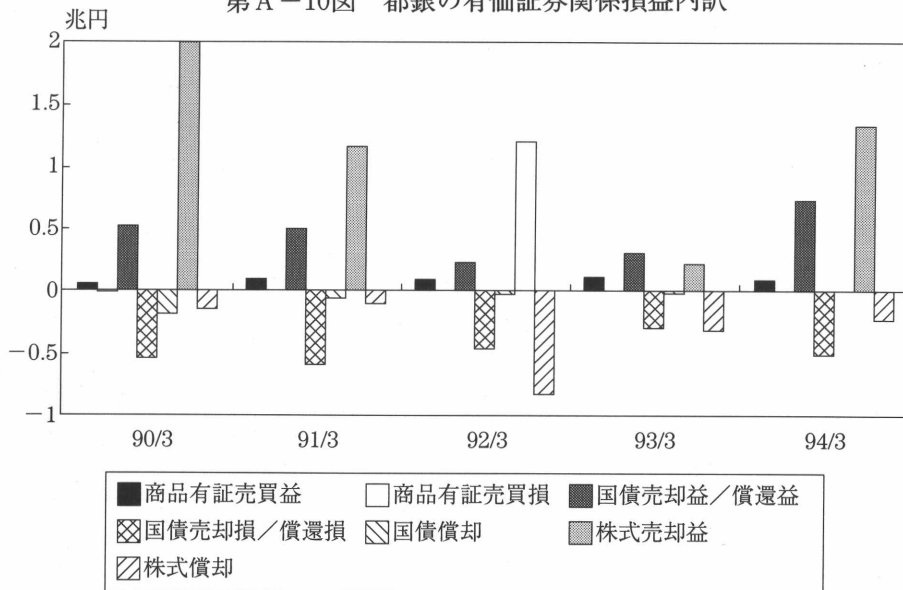
商品有価証券売買損益の占める比率が最も低く、株式売却益、株式償却の割合が比較的高い（第A-10図）。

利益と有価証券関係損益について、有価証券関係損益以外の損益（資金関係損益、役務関係損益、国際業務関係損益等が含まれる）、各種償却額（国債、株式、貸出〈貸出償却、債券特別勘定繰入、特定海外債権引当勘定繰入〉）も含めて推移をみたのが第11図である。

第 A - 9 図 有価証券関係損益の税引き前当期利益に占める比率



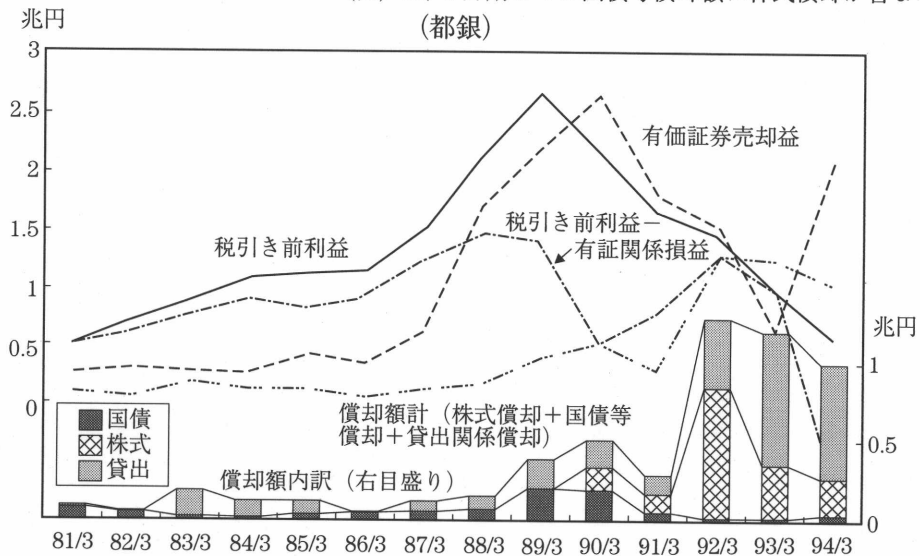
第 A-10 図 都銀の有価証券関係損益内訳



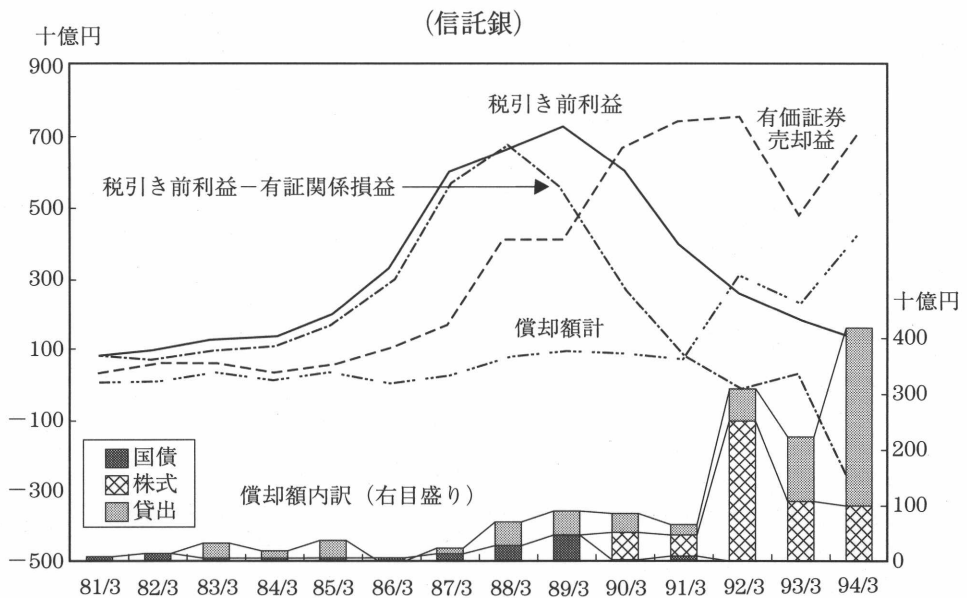
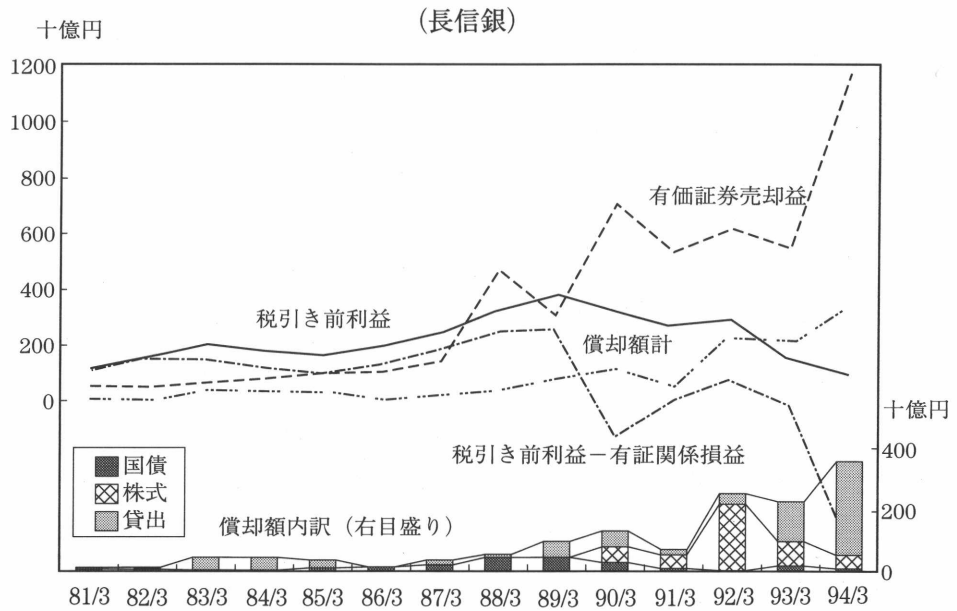
第 A-11 図 利益と有価証券売却益および償却関係額

(注) 89/3 月期までは国債等償却額に株式償却が含まれる。

(都銀)

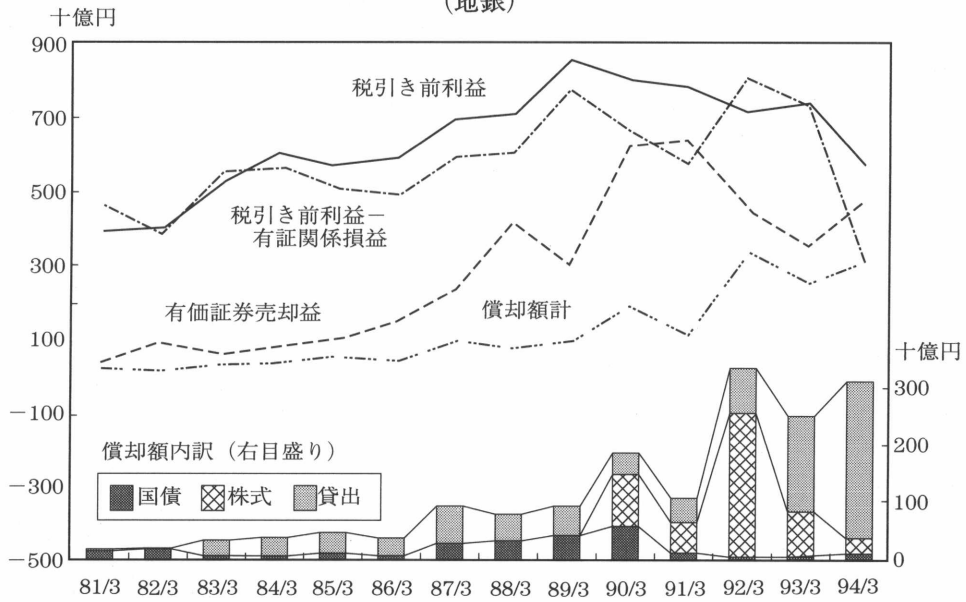


金融商品の時価評価導入の可能性について

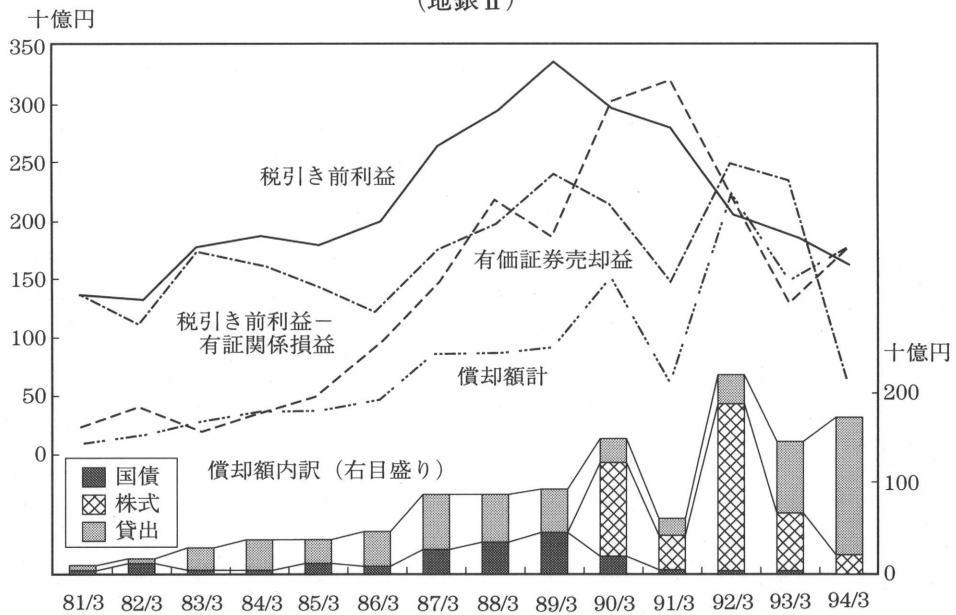


金融研究

(地銀)



(地銀Ⅱ)



以 上

〔(小川) 日本銀行金融研究所研究第2課〕
〔(久保田) 日本銀行金融研究所研究第2課〕

金融商品の時価評価導入の可能性について

【参考文献】

- 青山監査法人・プライスウォーターハウス、『アメリカの会計原則1994年版』東洋経済新報社、1994年
- 新井清光（監訳）、『会計基準の国際的調和』、中央経済社、1992年
- ・白鳥庄之助、『先物・オプション取引等会計基準詳解』、中央経済社、1990年
- ・———、「日本における会計の法律的及び概念的フレームワーク」、『JICPA ジャーナル』No.435、日本公認会計士協会、1991年
- 伊藤邦雄、「銀行のディスクロージャーの実践状況と今後の課題」、『事例研究現代の企業決算』、中央経済社、1991年
- 翁 百合、『銀行経営と信用秩序』、東洋経済新報社、1993年
- 加古宜士、『物価変動会計論』、中央経済社、1981年
- 、「短期投資にかかる保有損益の会計的測定と開示」、『企業会計』、Vol.42、No.12、中央経済社、1990年
- 、「公表財務制度における時価情報の地位」、『会計』第139巻第3号、森山書店、1991年
- 加藤 厚、「IAS 再公開草案 E 48『金融商品』をめぐる最近の状況と概要」、『企業会計』、Vol.46、No.3、中央経済社、1994年
- 他、「座談会国際会計基準公開草案第48号『金融商品』めぐって」、『JICPA ジャーナル』No.471、1994年
- 監査法人トーマツ（監訳）、『アメリカ金融機関・会計実務ハンドブック』、中央経済社、1993年
- 神田秀樹、「企業会計審議会報告書の示唆」、『企業会計』、Vol.42、No.8、中央経済社、1990年
- 企業会計審議会、「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について（第一部、第二部）」、1990年
- 企業財務制度研究会、「オプション取引会計基準形成に向けての調査研究」、1992年
- 、「派生金融商品の情報開示に向けての調査研究—新金融商品開示方法研究会報告」、1994年
- 岸田雅雄、「金融機関の会計規制」、『商法・経済法の諸問題』、商事法務研究会、1994年
- 厚生年金連合会資産運用専門委員会、「年金資産評価の今後のあり方について—時価・簿価問題の解決のために」、1994年
- 古賀智敏、「ヘッジ会計の基礎理論」、『産業経理』第52巻第1号、1992年
- 、「新金融商品会計の基礎理論」、『国民経済雑誌』第166巻、第5号、1992年
- 小谷雅貴・小川万里絵・清水誠一・宮下俊郎、「金融関連の会計・税制を巡る制度的諸問題」、『金融研究』第12巻第3号、日本銀行金融研究所、1993年
- 小宮山 賢、『新オフバランス取引会計』、金融財政事情研究会、1990年
- 小山嘉昭、『銀行の外為経理の実務』、金融財政事情研究会、1990年
- 斎藤静樹、『企業会計—利益の測定と開示』、東京大学出版会、1988年
- 、「実現基準と原価評価の再検討」、『産経研 Discussion Paper J-Series』、1991年
- 、「日本の会計基準とディスクロージャー制度」、『金融研究』第12巻第3号、日本銀行金融研究所、1993年
- （編著）、『企業会計における資産評価基準』、第一法規、1994年
- 柴 健次、「新金融・証券商品のディスクロージャー」、『ディスクロージャーが市場と経営を革新する』、吉村光威（編）、中央経済社、1994年
- 白鳥栄一、「国際会計基準委員会の最近の動向と将来の展望」、『JICPA ジャーナル』447号、日本公認会計士協会、1992年
- 白鳥庄之助、「先物損益の認識と開示」、『企業会計』、Vol.42、No.1、中央経済社、1990年
- 他、「座談会ヘッジ会計を語る」、『COFRI ジャーナル』14号、1994年
- 関野勝弘、杉本浩一、『リスクマネジメント——派生商品で変貌する ALM 手法』、金融財政事情研究会、1993年

- 染谷恭次郎、「法と会計学」、『会計』第144巻第6号、森山書店、1993年
- 醍醐 聰、『日本の企業会計』、東京大学出版会、1990年a
- 、「時価情報の開示—実現基準の再構成」、『企業会計』、Vol.42、No.1、中央経済社、1990年b
- 、「保有利得の損益計算書能力と分配可能性」、『企業会計』、Vol.42、No.12、中央経済社、1990年c
- 、「有価証券含み損益の資産効果と会計基準」、『税経通信』第47巻第1号、1992年
- 、「年金資産・負債の評価問題」、『会計』146巻、1号、森山書店、1994年a
- 、「時価評価と業績測定・成果分配」、『会計』第146巻第5号、森山書店、1994年b
- 田中健二、『オフバランス取引の会計』、同文館、1991年
- 、「金融商品をめぐる会計上の問題点」、『経営行動』、Vol.8、No3、経営行動研究所、1993年
- 、「負債の時価評価序説」、『JICPA ジャーナル』No.467、日本公認会計士協会、1994年a
- 、「金融商品の会計問題と会計の枠組み」、『会計』第146巻第5号、森山書店、1994年b
- 中央新光監査法人（編）、『オフバランス取引の会計と税務』、税務経理協会、1991年
- 中里 実、「企業課税における課税所得算定の法的構造」、『法学協会雑誌』第100巻第1、3、5、7、9号、有斐閣、1983年
- 永田俊一（監修）、『銀行経理の実務』、金融財政事情研究会、1991年
- 日本銀行、「オフバランス取引の拡大とわが国金融市場の課題」、『日本銀行月報』、日本銀行、1992年2月
- 日本公認会計士協会東京会（編）、『新金融取引の会計・監査・税務』、第一法規、1992年
- ハル、J.、三菱銀行商品開発部（訳）、『デリバティブ入門』、金融財政事情研究会、1994年
- 堀内昭義、「銀行経営と自己資本規制および市場規律」、『金融』549号、全国銀行協会連合会、1992年
- 宮保 貞、「債券の時価情報の開示について」、『金融法務事情』No.1318、金融財政事情研究会、1992年
- 森田哲彌、『価格変動会計論』、国元書房、1979年、
- 、「企業会計原則における収益（利益）認識基準の検討」、『企業会計』、Vol.42、No.1、1990年
- 、「原価主義会計と時価評価」、『企業会計』、Vol.44、No.11、中央経済社、1992年
- 弥永真生、「取得原価基準の再検討」、『法学協会雑誌』第107巻第8～11号、有斐閣、1990年
- 、「金融関連の会計——法的側面からの検討」、『金融研究』第12巻第3号、日本銀行金融研究所、1993年
- 、「未実現評価益と配当規制」、『企業会計』、Vol.45、No.11、中央経済社、1993年
- 若杉 明、「期間損益計算原則としての原価評価・実現基準の再検討」、『企業会計』、Vol.41、No.6、中央経済社、1989年
- Bierman H., L.T., Johnson and D.S., Peterson “FASB Research Report, Hedge Accounting: An Exploratory Study of the Underlying Issues”, 1991.（白鳥庄之助他（訳）、『ヘッジ会計—基本問題の研究』、中央経済社、1994年）
- BIS Working Group on International Interbank Relations, “Recent Developments International Interbank Relations”, October 1992.
- BIS Basle Committee on Banking Supervision, “Consultative Proposal Supervisory Treatment of Market Risks”, 1993.
- BIS Euro Currency Standing Committee Fisher Group, “Discussion Paper on Public Disclosure of Market and Credit Risks by Financial Intermediaries”, 1994.（日本銀行（訳）、「金融仲介機関によるマーケット・リスク及び信用リスクのパブリック・ディスクロージャーに関する討議用ペーパー」、『日本銀行月報』、1994年11月）
- British Bankers' Association, Irish Bankers' Federation, “Statement of Recommended Accounting Practice Off-Balance-Sheet Instruments and Other Commitments and Contingent Liabilities”, 1991.
- Comite de la Reglementation Bancaire, “French Banking Act and Selected Banking Regulations”, 1994.
- Ernst & Young, “International Bank Accounting 3rd Edition”, 1993.
- FASB, “Statement of Financial Accounting Standard No.105 Disclosure of Information about Financial

金融商品の時価評価導入の可能性について

- Instruments with Off-Balance-Sheet Risk and Financial Instruments with Concentrations of Credit Risk", 1990.
- , "SFAS No. 107 Disclosures about Fair Value of Financial Instruments", 1991.
- , "Discussion Memorandum: An Analysis of Issues Related to Recognition and Measurement of Financial Instruments", 1992.
- , "SFAS No. 114 Accounting by Creditors for Impairment of a Loan", 1993.
- , "SFAS No. 115 Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities", 1993. (吉川 満、
「米国新会計基準書による有価証券の時価評価」、『商事法務』No.1327、商事法務研究会、1993年)
- , "SFAS No. 119 Disclosures about Derivative Financial Instruments and Fair Value of Financial Instruments", 1994.
- Group of thirty Global Derivatives Study Group, "Derivatives: Practices and Principles", 1993.
- International Accounting Standards Committee, "Exposure Draft 48 Financial Instruments", 1994. (日本公認会計士会計士協会 (訳)、「国際会計基準公開草案第48号『金融商品(案)』」、『JICPA ジャーナル』No.467、日本公認会計士協会、1994年)
- KPMG PeatMarwick, "Estimating Fair Values For Financial Instruments... Disclosure and Beyond", 1992.
- Mondchean, Thomas, "Market Value Accounting of Commercial Banks", 'Economic Perspective', Federal Reserve Bank of Chicago, January / February, 1992.
- U. S. Treasury, "Modernizing the Financial System: Recommendations for Safer, More Competitive Banks", 1991.